

# 官報 号外 平成五年四月二十八日

○第二百一十六回 衆議院会議録 第二十四号

平成五年四月二十八日(水曜日)

○議長(櫻内義雄君) これより会議を開きます。

議事日程 第十八号

平成五年四月二十八日

午後一時開議

第一 商法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)

第三 気候変動に関する国際連合枠組条約の締結について承認を求めるの件

第四 生物の多様性に関する条約の締結について承認を求めるの件

○本日の会議に付した案件

日程第一 商法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)

河野国務大臣の「モザンビック国際平和協力業務実施計画」等についての発言及び質疑

○本日の会議に付した案件

日程第一 商法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(内閣提出)

○浜野剛君登壇

【浜野剛君登壇】

○浜野剛君登壇

○伊藤公介君登壇

【伊藤公介君登壇】

平成五年四月二十八日 衆議院会議録第二十四号 商法等の一部を改正する法律案外一案 気候変動に関する国際連合枠組条約の締結について承認を求めるの件外二件

かんがみ、株主による会社の業務執行に対する監督は正機能をより強固にし、また、株式会社の監査役制度の実効性を高めるために必要な措置を講ずるほか、企業の社債による資金調達方法の合理化を図るとともに、社債権者の保護を強化しようとするもので、その主な内容は、

第一に、株主の代表訴訟の提起を容易にするとともに、株主の会計帳簿等の閲覧権写真の要件を緩和すること、

第二に、監査役の任期を二年から三年に伸長すること、

第三に、大会社について、監査役の員数を二人以上から三人以上に増員し、そのうち一人以上はいわゆる社外監査役とするとともに、監査役会制度を導入すること、

第四に、社債発行限度に関する規制を廃止し、社債発行会社に、社債権者のために社債の管理を行う社債管理会社の設置を原則的に義務づけること

以上が、商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案について申し上げます。

次に、商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の規定を整備し、所要の経過措置を定めようとするものでございます。

両案は、三月九日内閣から提出され、三月三十日の本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、本委員会に付託されました。

本委員会においては、両案を一括して議題とし、四月六日後藤田法務大臣から提案理由の説明を聴取した後、参考人の意見を聴取する等慎重審査を行い、昨二十七日質疑を終了し、討論に付しましたところ、日本共産党から反対の意見が述べられ、採決の結果、両案はいずれも賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

本案は、会社をめぐる最近の社会経済情勢等について申し上げます。

○本件は、商法等の一部を改正する法律案外二件

審決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 両案を一括して採決いたします。両案を委員長報告のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

○議長(櫻内義雄君) 起立多数。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(櫻内義雄君) 両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長報告のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(櫻内義雄君) 両案第三、気候変動に関する国際連合枠組条約の締結について承認を求めるの件、日程第四、生物の多様性に関する条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

○議長(櫻内義雄君) 日程第三、気候変動に関する国際連合枠組条約の締結について承認を求めるの件、日程第四、生物の多様性に関する条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

平成五年四月二十八日 衆議院会議録第二十四号

「気候変動に関する国際連合枠組業務実施計画」等についての発言

条約の締結について承認を求めるの件外一件

河野国務大臣の「モザンビーク国際平和協力

1

近年、人為的に排出される二酸化炭素等の温室効果ガスの増加によって大気中の温室効果ガスの濃度が著しく増加し、自然の生態系及び人間社会に大きな悪影響を及ぼすようになりました。このような事情を背景に、平成三年以来、政府間交渉委員会のもとで、気候変動に関する国際条約作成のための交渉が行われた結果、平成四年五月九日ニューヨークにおいて本条約が作成されま

兩件は、三月二十二日外務委員会に付託され、去る四月二十一日武藤外務大臣から提案理由の説明を聴取し、昨二十七日質疑を行い、引き続き採決を行いました結果、両件はいずれも全会一致をもつて承認すべきものと議決した次第であります。以上、御報告申し上げます。（拍手）

分野において応分の貢献を行うための準備を三月二十六日より行ってまいりましたが、去る四月二十三日付で国際連合から我が国に対し、司令部業務分野及び輸送調整の分野への要員の派遣について正式要請がありました。この要請を踏まえ、改めて諸情勢を総合的に勘案し、検討した結果、我が国としても、世界の平和と安定のために一層の責務を果たしていくに当たり、国際連合による国際の平和と安定のための努力に協力し、なし得る

用装備であり、部隊については、九ミリけん銃、六四式七・六二ミリ小銃及び四輪駆動車などの車両その他の装備であります。

さらに、同計画では、このほか、関係行政機関の協力、現地支援体制など、国際平和協力業務の実施に関する重要事項を定めております。

以上が、「モザンビーク国際平和協力業務実施計画」の概要であります。

なお、この機会で、昨日、同時に決定いたしま

○議長(桜内義雄君) 両件を一括して採決いたします。  
両件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

最大限の人的な貢献を積極的に果たしていくため、これらの要請に応分の貢献を行うこととしたしました。

した国際連合カンボジア暫定機構に対する我が國選挙要員の派遣等に係る「カンボジア国際平和協力業務実施計画の変更」について御説明申し上げます。

制、削減または防止に関する技術の開発等の促進、開発途上締約国への資金の供与等締約国の義務について規定しております。

次に、生物の多様性に関する条約について申し上げます。

○議長(櫻内義雄君) 「異議なし」と呼ぶ者あり  
　　よつて、両件とも委員長報告のとおり承認するに  
　　決しました。

近年、野生生物の種の絶滅が過去にない速度で進行し、生物の生息環境の悪化及び生態系の破壊に対する懸念が深刻なものとなってきたおりま

國務大臣の発言（「モザンビータ国際平和協力業務実施計画」等について）  
○議長（櫻内義雄君） 河野国務大臣から、「モザンビータ国際平和協力業務実施計画」等について

こうした懸念を背景に、昭和六十三年以來、国際連合環境計画のもので、既存の国際約束を補完し、生物の多様性の包括的な保全等のため、国際的な枠組みを設けるための作業が行われた結果、平成四年六月五日リオデジーナイロにおいて本条約が作成されました。

発言を求められております。これを許します。國務大臣河野洋平君。

モザンビーク共和国においては、国際連合モザンビーク活動、いわゆるONUMOZが、昨年十二月の国際連合安全保障理事会決議により設置され、現在活動をいたしております。

この国際連合モサンビーグ活動については、国連などから我が国に対し非公式に参加の打診があり、政府は、三月のモサンビーグ調査団の報告などをもとに慎重に検討を行つてまいりました。その結果、国連から最も期待されている輸送調整の

また、モサンビーグ国際平和協力隊の規模及び構成は、司令部要員である自衛官五名及び輸送調整業務を担当する自衛隊の部隊に属する自衛隊員四十八名であり、これらの要員、部隊の装備は、司令部要員については、九ミリikan統その他の個人

施計画」について所要の変更を行いました。

國務大臣の発言（モサンビーグ国際平和協力業務実施計画等について）  
○議長（櫻内義雄君） 河野国務大臣から、「モサンビーグ国際平和協力業務実施計画」等について、  
発言を求められております。これを許します。

定する五原則が満たされているかどうか慎重に検討した結果、これらの要件は現ONUMOZにおいて十分満たされていると判断したところであります。

するよう要請がありました。また、UNTACにより我が国施設部隊に対し、食事の提供や宿泊・作業施設の提供等、運営実施の支援を行うよう指図がありました。

中長期的な業務計画の立案及び輸送調整に関する企画調整並びに輸送手段の割り当て、通関の補助、その他輸送に関する技術的調整に係る業務を定めております。また、派遣先国については、ザンビア共和国とし、国際平和協力業務を実施すべき期間については、平成五年五月六日から同年十一月三十日までの間といたしております。

拳が中立的かつ自由な政治的環境で適切に実施されるよう努力しているUNTAGを可能な限り支援していくため、憲法制定議会の選挙の公正な執行の監視または管理に携わる選舉要員五十名を派遣することとともに、施設部隊が行う国際平和協力業務に、UNTAG選挙部門等のための飲食物の調製及び宿泊または作業施設の提供を追

しい事件も発生しております。これら事件は、まことに遺憾なことと言わざるを得ません。

しかしながら、カンボジアにおいて全面的に戦闘が再開されているわけでもなく、また、ボルボト派も累次の機会に、パリ和平協定を堅持する旨を明らかにいたしております。今後とも引き続きカンボジアにおける状況を注視していく必要はあります。パリ和平協定に基づく和平プロセスの枠組みは維持されており、停戦の合意などの国際平和協力法上のいわゆる五原則は満たされていけると判断をいたしております。

長年にわたった紛争の後にやっと成立した和平にこうした脆弱な側面があることは、遺憾ながらやむを得ないところであります。カンボジアにおける和平をより確固たるものとすべく、我が国としても、国際社会とともに積極的に貢献を行つてまいりたいと考えております。

一方、我が国を含め各國から派遣され、国連の活動に参加している要員の安全確保については、第一義的には国連がそのための方策をとることとなつておりますが、政府といたしましても、国際平和協力業務に従事している我が国要員の安全に關して、あとう限りの努力をすることは言うまでもなく、要員に対する指導、必要な装備品の支給やUNITACへの働きかけなど、今後ともより一層要員の安全確保を図るために努めてまいりたいと考えております。

以上、「モザンビーグ国際平和協力業務実施計画」等につき御説明をさせていただきましたが、関係各位の御理解と御協力をお願いを申し上げます。(拍手)

國務大臣の発言(「モザンビーグ国際平和協力業務実施計画」等について)に対する質疑  
○議長(櫻内義雄君) ただいまの発言に対しても質疑の通告があります。順次これを許します。佐藤敬夫君。

【佐藤敬夫君登壇】

○佐藤敬夫君 私は、自由民主党を代表して、ただいまの「モザンビーグ国際平和協力業務実施計画」等の発言につきまして、総理大臣並びに閣僚の大間に質問を行い、その御所見を伺いたいと存じます。

政府発言の質問に入る前に、最近の国際情勢の観点から、日米、日ロの二点についてお伺いいたします。

まず、日米関係についてですが、先般の日米首脳会談は、冷戦後の新時代において自由と民主主義を共有し、世界のGNPの約四〇%を占める日本両国が、新たな平和と繁栄の秩序の構築に向かって、いかに協力していくべきかを話し合う機会として、非常に重要な意義を持つものであったと考えます。

戦後四十七年がたち、日米も、世界も大きく変わりました。両国の首脳が通訳なしでフランク・フェア、オネストを基調に話し合いができたことは、さぞかし内容のある密度の濃い意見交換ができたものと、私も高く高く評価をする一人であります。

しかし、日本のマスコミの現地での共同記者会見あるいは帰国をしてからの報道でも、宮澤・クリントン会談は、経済・貿易だけの会談であったと受けとめたくなるような報道ばかりであります。総理、会談の内容は、世界情勢に基づく政治、安全保障及び世界的な協力についても十分なる協議が当然のことながら行われたものと思いますが、いかがでしょうか。

日米の首脳がお互いに信頼をし、評価をし合えるということは、相手の要求に対してイエスの数をいかに多くするかということではなく、それぞれの主張を明確にし、相違点を浮き彫りにし、率直なるやりとりを繰り返す中で、その結果、共通の利益を求める道が存在することを確認し合うことがお互いの信頼をつくり出すものと考えます。しかしに、今回の日米首脳会談については、我

が国が十分に我が国の立場を説明できなかつたのではないかとの指摘が一部ありました。ま

た、首脳会談後のクリントン大統領の発言によると答弁されたと聞いていますが、政府は、この内閣傾向に向かったことをとらえ、成果につけて改進が推進されています。G7諸国は、かかる改革努力に対して、先般の対ロ支援G7閣僚会合において、エリツィン大統領の指導のもとで推進されているロシアの改革を一致して支援していくとの姿勢を明らかにし、総額四百三十四億ドルに上る対ロ支援策を発表いたしました。

さらに我が国は、G7の議長国として、エリツィン大統領を来る東京サミットに招待することを決定するとともに、G7閣僚合同会合に際して、新たに十八億二千万ドルという多額の新規支援策を発表いたしました。

他方、我が国とロシアとの間には、未解決の北方領土問題という厳然たる事実の前に戦後四十七年が過ぎ、いまだに平和条約すら結ばれていないといふ不自然な状態が続いております。昨日の沖縄及び北方問題に関する特別委員会で、武藤外務大臣から、七月の東京サミットでは領土問題は取り上げないとの発言があつたそうですが、それは何ゆえなのでしょうか。多くの我が国国民の中には、昨年のエリツィン大統領の突然の訪日中止や領土問題に関する発言等により、依然として釈然としないものが残っていることも事実であります。

そこで、今後派遣までの具体的なスケジュール派遣に関する実施計画の閣議決定を受け、今後国連側とも調整しつつ、要員の派遣のための具体的な準備がさらに続けられるものと承知いたしておりますが、私は、このようないかに準備は十分に行われなければなりません。しかも、慎重に行わなければならないと思います。

政府は、從来、対ロ外交を進めるに当たって、領土問題において進展のない限り経済面における御説明をお願いしたいと思います。他方、モザンビーグは地理的に我が国よりも遠く離れており、マスコミ等を通じて入ってくる

す。これも昨日の沖縄及び北方問題に関する特別委員会で、今後、政經不可分は表現として使わな

いと答弁されたと聞いていますが、政府は、このような考え方を変更したのであります。また、拡大均衡という考え方と政經不可分の考え方

はいかなる関係にあるのでしょうか。総理の所見をお伺いしたいと思います。

次に、国連モザンビーグ活動への我が国の要員派遣についてお伺いいたします。

ロシアについては、エリツィン大統領の指導のもと、過去の全体主義から決別し、市場経済、民主主義及び法と正義の原則に基づく外交の実現に向けて改革が推進されています。G7諸国は、かかる改革努力に対して、先般の対ロ支援G7閣僚会合において、エリツィン大統領の指導のもとで推進されているロシアの改革を一致して支援していくとの姿勢を明らかにし、総額四百三十四億ドルに上る対ロ支援策を発表いたしました。

さらに我が国は、G7の議長国として、エリツィン大統領を来る東京サミットに招待することを決定とし、新たに十八億二千万ドルという多額の新規支援策を発表いたしました。

他方、我が国とロシアとの間には、未解決の北方領土問題といふ厳然たる事実の前に戦後四十七年が過ぎ、いまだに平和条約すら結ばれていないといふ不自然な状態が続いていることを事実であります。

そこで、今後派遣までの具体的なスケジュール派遣に関する実施計画の閣議決定を受け、今後国連側とも調整しつつ、要員の派遣のための具体的な準備がさらに続けられるものと承知いたしておりますが、私は、このようないかに準備は十分に行われなければなりません。しかも、慎重に行わなければならないと思います。

政府は、從来、対ロ外交を進めるに当たって、領土問題において進展のない限り経済面における御説明をお願いしたいと思います。他方、モザンビーグは地理的に我が国よりも遠く離れており、マスコミ等を通じて入ってくる

る情報をカンボジアと比べて極めて少ないと考えられます。また、現地に大使館の実館がないことも承知をいたしております。

そこで、モザンビーク政府、ONUMOZとの連絡、調整、関連情報の収集、派遣要員に対する支援等を行うために、現地の体制を整備する必要があるとともに、ジンバブエ、南アフリカ共和国や隣国等の協力も必要と考えますが、政府としては、現地の支援体制はどのようなものを考えていいのか、御説明をいただきたいと思いまます。

最後に、カンボジアのPKOに関する問題についてお伺いをいたします。

カンボジアにおける永久的和平をハリ和平協定に基づいて実現する上で、総選挙、新憲法制定、新政府の樹立という重大な局面を迎えておりま

す。長年の戦乱に苦しんできたカンボジアの人々にとって、UNTACによる総選挙は、みずから手でみずから国家を再建するための第一歩であります。

我が國もカンボジア和平実現のための国際的支援に積極的に関与してきましたが、これはカンボジアのみならず近隣諸国や世界じゅうから高い評

価を受けてしまいました。私は、このことを喜んで、  
とともに、国際平和協力法を制定し、UNTAC  
に要員を派遣できたことは極めて正しい選択で

あつたと確信をいたします。

り越えてカンボジアの将来のために引き続き積極的に貢献することが必要だと考えて いますが、政府の決意を改めてお伺いいたします。

しかし、先般、国連ボランティアの中田厚<sup>ミサト</sup>君がお亡くなりになるという事件があり、まことに悲しみにたえません。そして、この事件が今後K.O派遣に対しさざまな問題を投げかけることは間違ひありません。

このような事態が再び起ることのないよう、特に要員の安全対策の措置を固らなければならぬことは重要な課題であります。今回新たに

派遣される選舉要員を含め、UN TACの活動に従事されている皆さんの安全を確保するために、UN TACにおいてどのような具体策がとられるべきか、政府のお考えをお伺いして、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣官澤喜一君登壇〕

○内閣総理大臣官澤喜一君登壇 先般の米国のクリントン大統領との会談につきましてお尋ねがございました。

アメリカに新しい政権が生まれまして、この冷戦後の時代の世界の中におきまして、御指摘のように、GNP四〇%を占める両国の中にどのよろんな協力をすべきか首脳の間で話をしようということで、余人を交えずにかなり長い時間話をし合ふ機会もございました。私としては、個人的にお互いの信頼感を築くという意味でも収穫のあった会談と考えております。

その会談におきましては、確かにアメリカ側の大きな関心は両国間の貿易・経済問題でございまして、それとも、しかし、それに限らず広く政治・安全保障の関係、それから両国が協力して世界に対して行うべき責任、いわゆるグローバルな協力、その三つの分野につきまして十分な時間をかけて話し合いをすることができました。全体として、私は、両国間の関係に今必要な各種の問題について、バランスのとれた会談ができるというふうに考えております。その結果、今申しました三つの問題について、今後とも協力関係を一層発展させようということで意見の一一致を見たわけでござります。

そこで、そういう機会でございましたので、私としても我が国の立場を十分話すことができましたし、大統領も遠慮なくアメリカの立場、また邦人が国に対するいろいろな要請についても話をされました。そういう点では、個人的にもいい、知ら合う、信頼し合う機会であったと考えます。

例えば、アメリカは経済面、貿易面で当然のことながら非常な関心を持っておるわけであります。

が、それは、私は、両国間で、もう考えてみると何年もお互いに最善を尽くしてきた問題であつて、なおしかし、こうやつて貿易の赤字、黒字の関係が直らない、さらにお互いに努力を続けなければならぬ問題だらうということで過去の事情を話もいたしました。

クリントンさんとしては、過去の努力をさらにこの際もう一度、新しい、フレームワークという言葉を使われましたが、いわばそういう枠組みの中で両国の間で話していくうではないか、私は、それはこういう新しい状況の中できまことに結構なことでござりますから、もちろん、貿易、経済だけではなく、例えばハイテクノロジーの問題もございまして、環境の問題もござります。あるいは職業訓練というような問題もございますから、そういうものを全部ひとつ含めて両国間の幅広い関係をできまして、この七月に東京にサミットがございまして、そのときにクリントンさんが来られる、それまでに大体のそういう枠組みを相談しようではないかということになりました。

私としては、それはもとより大切な、結構なことであつて、貿易、経済が主たる関心であることはよく理解をするけれども、問題は、やはり双方のお互いの問題を議論し合うことでなければならぬし、また、巷間伝えるところでは、日本に対するアメリカの輸出について、一定の数量的な目標を合意してそれを達成するというような話を巷間する人があるけれども、お互いに市場経済の立場の国でそういうことは適当ではない、適当でないのみならず、そういう約束をしてお守りができるない、市場経済ではそういうことはできないし、また、ビジネスとしても、何年先に何を幾ら買いますということは、値段もわからず、品質もわからず、納期もわからないものを、そういうことはもともとできるはずはないわけですが、さあ、どうぞきなさいし、また、ビジネスとしても、何年先に何を買いますといふことは、値段もわからず、

かなり率直に話をいたしましたので、それはそれでただ両国の関係が遠慮のないものになったといふうに私は満足をしておりますが、その中で、為替のことをただいま御質問がありまして、これも報道等々でクリントン大統領が円高をいわば獎導されたのではないかという報道がございました。これは、実は私ども首脳会談の後、記者会見がございましたときに、クリントン大統領に向けられました質問に大統領が答えられたので、私はそれを横で聞いておりました。私に対する質問ではございませんで、聞いておりましたが、そのときに、両国との貿易バランスを改善する幾つかの方途として、アメリカとしては、例えばアメリカ自身の競争力の問題であるとか、あるいは為替の問題であるとか、あるいは日本における内需拡大のための経済政策、これはごく最近とられたのであるが、そういうものであるとか、また個々の品物のセクター別の交渉とか、そういう幾つかのものがあるという答えを大統領がしておられました。これは私、聞いておりまして、特に円高をどうという意図で大統領が言われたようには私は思ひませんでしたし、またそのような質問も実はその場ではございませんでした。

そういうふうに私は事柄を理解しておりますけれども、と申しますのは、もともと運動相場になりますから、御承知のようにG5とかG7とかいう場で各国の蔵相・中央銀行総裁が為替の問題について協議をいたしております。御承知のように、そのために大蔵大臣、今立たれたところでござります。この月末に行われるわけでございますが、そういう伝統的な考え方方は、やはり為替といふものは各国の経済のファンダメンタルズを反映して安定的に推移するのが望ましい、それでG7等の場でマクロ経済の調整をする、こういうのが伝統的な考え方で、アメリカ自身もそういう伝統的な考え方で、アメリカ自身もそういう伝統

官 報 (号 外)

的な認識に長年立っておるわけぢゃないか」といふ事す。

したがって、そういう為替の「く」安定的な推進が望ましい、それが世界経済の振興に役立つということになりますが、万一、万一下、為替相場が風惑等で短期的のうちに何か、あるいは投機的な不安定な動きを示すときには、これは当然のことであるが対応する、場合によっては、お互いに共同の上で対応する、これも伝統的な考え方であります。しかし、そのような伝統的な考え方では変化をしていないというふうに考えておりまして、このたびの会談そのものは、全体的にお互いに十分考え方を交換し合う場であったというふうなことをおもいました。

我が國の対ロ外交の課題は、第一には、領土問題を解決して、長年の懸案であります平和条約を締結する、それによりまして初めて国交が完全化する、正常化するということございますが、第二には、現在、ロシアが行おうとしております改革について、我が国としてもこれを支持し、そのために応分の支援を行つていくということござります。これにつきましては、先般、御指摘のようないに、対ソ支援のための七カ国の蔵相・外相会議を我が国が主催をいたした、これは御指摘のとおりのことです。

第一の領土問題の点につきましては、今さら申し上げるまでもございませんが、第二の点を數衍して申しますならば、ロシアが努力しておりますいわゆる経済面での市場経済化、あるいは政治面と申しますか、政治、社会生活面での民主主義、そうして外交面でのスターリン主義による拡大政策への批判修正、法と正義による外交という、それが実現いたしますならば、これはもとより世界全体にとっての幸せでございます。多大な利益

をもたらすものでございますし、隣国である我が國にとりましては、それが利益でありますことは申しますまでございません。また、いわゆるスター・リニ主義の外交、擴張主義の外交という点についでは、その具体的な残滓が北方領土問題である、そういうものとして北方領土問題が残されている、というふうに考えておるわけでございます。

以上が、我が国として、領土問題を解決して平和条約を締結することによって、両国関係の完全正常化を図ることを追求しながら、G7諸国との協力を密にして対口支援をする、そういう考え方の基本でございます。

かつて政経不可分と言つた、今は拡大均衡と言つようであるがということにつきましてでありますけれども、どの国でも政経不可分は本来基本的な関係だと思ひますけれども、ソ連と我が国との間では、かつてソ連邦が、領土問題というものがあるということすら実は認めなかつた、それを否定するという時代が長く続きました。そういう中で経済面だけをやろうというのは、それはゆがんだ関係であつて、そういうことは無理ではないかというのが政経不可分という主張であったわけでございます。

御承知のように、ゴルバチョフさんが来日されましてから、領土問題というものははあるといふことを現実にソ連側が確認をし、認めるようになりました。そして、エリツィンさんは、法と正義に基づいてその処理をしようと言つておられる方でござりますから、この問題を認めないといる問題はなくなつた。したがつて、政治、経済の両面でお互いの動きがお互いにいい影響を及ぼすという意味で拡大均衡という言葉を用いておりますわけであります。

経済面における大規模かつ本格的な協力ということになりますと、これは国民の全体の大きな支援が必要でございます。そういうことを考えましても、政治面における関係が十分に考慮されなければならぬ、こういうことは当然であろうとい

うふうに思つておるわけでござります。  
それから、モザンビーグの問題についてお尋ね  
がございました。  
平和協力法によりまして、カンボジアにおきま  
して、自衛隊を初めたくさんのお諸君が國づくりに  
大変に汗を流してもらつて、國民の支持を受けて  
いることは大変喜ばしいことでございますが、そ  
ういう経験はござりますけれども、今度のモザン  
ビーグは、カンボジアとはいひる御指摘のよう  
に事情が違つております。第一、國民の多くが、  
それはどこにある國かななどぐらゐの認識しか  
持つていないという点でも違いますし、我が國  
は、実は正常な大使館といふものを置いておりま  
せんで、隣から兼轄をしておりますし、在留邦人  
の数も少のうござります。したがつて、そこで果  
たして我が國の部隊が有効な活動ができるかどうか  
かということは、カンボジアとは違いまして、よ  
ほど慎重にしなければならないというふうに考え  
てまいりました。  
そもそも、國連の要請とはいへ、部隊なりたく  
さんの人を遠い外國へ出すということは、これは  
重大なことでござりますから、輕々に考えていい  
ことではない。そういう立場に立ちまして、何度  
か現地の調査をいたしました。またその中で、輸  
送調整とはどういうことであるのかということも  
知らなければならぬと思って、そういうことも  
調査をいたしました。その結果、我が國として  
は、大使館の事務所を設けることができるという  
ようなことのめども立ちましたので、このたび、  
この輸送調整を主として、我が國からこの平和協  
力業務に参画をしようということを決定をいたし  
たのであります。  
これによりまして國連の平和維持活動に貢献で  
きると思ひますが、カンボジアとはまた事情が違  
いますので、任務の有効的な遂行それから安全  
等々につきましては、十分配慮をしてまいりたい  
と考えております。(拍手)

〔國務大臣河野洋平君登壇〕

○國務大臣(河野洋平君) 私に対しますお尋ねは、モザンビークへの要員派遣の具体的なスケジュール、日程はどうかということでお聞きいました。

先遣隊については五月十一日をめどに、本隊については五月十五日をめどに日本を出発させるという予定をいたしております。現在、五十三名の要員の最終的な選考を進めておるところでござります。

以上です。(拍手)

〔國務大臣武藤嘉文君登壇〕

○國務大臣(武藤嘉文君) 佐藤議員にお答えをいたします。

私からは、まず、モザンビークへの要員派遣に関連して支援体制をどうとつていくのかどうことでござります。

現在、モザンビークは近隣の在ジンバブエ大使館が兼轄しておりますけれども、今回、国連モザンビーク活動への我が国の要員派遣が正式に決定されたことを踏まえまして、我が国の国際平和協力業務が行われる間及びその前後の期間、首都マプトに臨時に事務所を設けまして、モザンビーク政府やONUMOZとの連絡、調整や、派遣要員に対する適切な支援等に当たらることにしております。さらには、南アにあります大使館、ジンバブエにあります大使館などの関係在外公館にも必要な協力を行わしめようとしております。

次は、カンボジアの総選挙に対しましていろいろ妨害なども予想される、同国の将来のため引き続き積極的に貢献することが必要と考えるが、いかがかということございました。

現時点では、総選挙が予定どおり安全裏に実施されることが最も重要でありまして、我が国いたしましては、和平プロセスが予定どおり進められるよう、シアヌーク殿下及びUNTACの努力を全面的に支持していく考えであります。

うふうで黙りておるわけぢやない、まち。

それから、モザンビークの問題についてお尋ねがございました。

平和協力法によりまして、カンボジアにおきまして、自衛隊を初めたくさんの方々が国づくりに貢献いたしました。

大麥に汗を流してもらって、國民の支持を受けて  
いることは大麥喜ばしいことでござりますが、そ  
ういう怪談は、さへもナシで、今度は二回、つい  
つい

ビーグは、カンボジアとはいいろいろ御指摘のよう  
要負う

に事情が違つております。第一、国民の多くが、それはどこにある國かなというぐらいの認識しか

持つていないう点でも違いますし、我が国は、実は正常な大使館と「うものを置いておりま

せんで、隣から兼轄をしておりまし、在留邦人たし

の数も少のうございります。したがつて、そこで果たして我が国の部隊が有効な活動ができるかどうか

がということは、カンボジアとは違いました、よ  
ほど慎重にしなければならないというふうに考え  
現

てまいりました。國連の要請によれば、部隊は二、三日で撤収する旨を告げられました。この間、館が

国連の要請とはしづかに、部隊がありたく、ヒルさんの人を遠い外国へ出すということは、これはされた

重大なことでござりますから、軽々に考えていいことではない。そういう立場に立ちまして、何度トに業務

か現地の調査をいたしました。またその中で、輸府や  
米調整とはどう、「う二」とあるのかと、「う二」と「一」  
に対する

知らなければならないと思って、そういうこともあります

調査をいたしました。その結果、我が国としては、大使館の事務所を設けることができるというエに、な協

ようないふのぬしも立あましたので、このたび、次

この輸送調整を中心として、我が国からこの平和協力業務に参画をしようということを決定をいたしました。

たのであります。

たし  
等々二つ目まことに、一番記憶として、二、三、

等へはござりません。十分配慮をしまして、さういたいと考へております。(拍手)

平成五年四月二十八日 衆議院会議録第二十四号

「モザンビーク国際平和協力業務実施計画」等についての発言に対する佐藤敬夫君の質疑

我が國といたしましては、従来よりカンボジアに対しまして、人道分野における二国間援助、国際機関を通じた援助を実施するとともに、経済社会基盤整備のための協力を実施しております。今後とも、カンボジア側のニーズを踏まえまして、適切な協力を行っていく考えであります。さらに、カンボジアに対する国際的支援体制であるカンボジア復興国際委員会の議長国でもござりますので、同国の復旧、復興を積極的に支援していくためのイニシアチブをとどめまいりたいと思います。

次に、新たに派遣される選挙要員を含め、UNTACの活動に従事している要員の安全確保に対する方策がどうなっていますか。

UNTACにおいてどのような方策がとられておるのかといふことでございますが、UNTACにおける要員の安全確保のための措置としては、例えば、情勢の厳しい地域を担当するUNTACの選挙チームにUNTACの歩兵部隊の要員を同行させ、また、UNTACの要員が情勢の厳しい地域に宿營する場合には、歩兵部隊の宿营地に宿營させる等要員の安全確保に努めていると承知をいたしております。

また、UNTACは、要員の安全確保のために次の措置を決定しないし検討中と承知をいたしております。

一つには、UNTAC要員の安全確保を含む総選挙のための安全措置について、選挙に参加するカンボジア三派との間で合意をした。二番目、国連ボランティア選挙要員の安全確保のために、同要員の一部地域からの配置がえ等の措置を決定しました。三番目は、遠隔・過疎地などにおいては、固定投票所の設置にかえて移動投票所を設けることにより、選挙要員の安全を図ること。そんなようなことをUNTACは決定しないし検討中と聞いております。

我が國といたしましては、我が國要員を含むUNTAC要員の安全確保は、何にも増して重要と考えており、従来よりカンボジア各派に注意を促

すとともに、UNTACに対しても再々申入れを行ってきたところでございます。なお、緊急事態が発生した場合、我が国としてUN TACと緊密に協議を行うとともに、一定の地域に配備されているインマルサット等を利用しますが、さらに、大使館を通じて情報収集を行なうなど、状況を的確に把握し、我が國要員の安全確保に努める所存でございます。(拍手)

### ○ 謙長(櫻内義雄君) 嶋崎謙君。

〔鳴崎謙君登壇〕

○鳴崎謙君 私は、日本社会党・護憲民主連合を代表して、ただいま報告のあつたカンボジア、モザンビーグのPKOに関する閣議決定について、総理並びに関係閣僚に質問をいたします。

まず初めに、PKO問題に先立ち、先般行われた日米首脳会談に際し、緊急質問を行います。日米首脳会談に際し、クリントン大統領の発言をきっかけに円高が急速に進み、日本経済に重大な影響を与える、さらに対日輸出の拡大のためのアメリカ側の具体的な要求として、包括的協議機関の設定が具体化しつつあります。このような結果を招いたことは、クリントン政権の対日政策に対する宮澤総理の認識の甘さが露呈したものと判断せざるを得ません。

総理、経済同友会の首脳らが、政治家が為替に

ついて勝手なことを言うのは、米国であるうが日本であろうが不謹慎だ、企業は今まで何度も円高を吸収してきたが、一ドル百円台になれば状況は違う、本質的な体質改善をしなければ間に合わないと発言し、今回の円高急騰を日々に非難している

が、ようやく明るい光しが見え始めた景気に入ります。

我が國といたしましては、我が國要員を含むU

NTAC要員の安全確保は、何にも増して重要と考

えており、従来よりカンボジア各派に注意を促

していただが、一ドル百円台となつた場合、九三年度経済見通しにどのような変化が予測されるか。

民間の研究所では、一ドル百五円を前提とする

と、実質経済成長率が政府の三・三兆見通しに対

し一兆台に転落するのは確実で、貿易黒字もドル表示価格がはね上がるところでさらに膨らんでしま

うとし、円高が貿易不均衡を解消するのほほみ薄

と見ているが、どう判断されますか。

さきの日米首脳会談とその後の米国閣僚の發

言によれば、クリントン政権の通商政策は、円高と内需拡大に加え、半導体など七つの分野で目標

と数値を定め、日本側の輸入拡大や市場開放を迫る

という三段構えであります。

総理は、分野別の目標設定に対し、管理貿易につながると指否されたやに聞いております。しかし、考えねばならないことは、これまで、例えば日米半導体協定で外国製半導体の日本市場シェアを、協定前八%だったものを二〇%引き上げる

ために日本政府が努力することを内容とし、その

実現に努力した経験に見られるように、日本政府

が管理貿易的手法をとってきたことを考慮し、日

本は人為的に管理可能な市場だと判断させている

のではないですか。貿易不均衡を盾に強いられる

面があると同様に、欧米の市場とは異なり、操作

可能だと外国に思われる異質性や閉鎖性を改革し

ていくことが緊急なのではないかと考えますが、

総理の見解を伺いたい。

要するに、首脳会談を通じて日米政府間の認識

の差が極端に大きくなっています。円高に伴うデ

メリットをどのように企業体質改善に生かすの

か、メリットを生かし、輸入関連産業や政府が抑

制している分野での円高差益還元や円高効果の積

極的導入などの経済政策を、今こそ国民の前に明

らかにすべきであります。総理の見解をお聞かせ

願いたい。

報告書では、まず現状について、主力展開は当

初予定より約一ヶ月遅れて五月になると予想

されています。

政府は、昨日、モザンビーグ共和国における国

際平和協力業務の実施及びUNTACへの選挙要員の派遣等について閣議決定いたしました。国連

総理への報告書によれば、PKO協力法に基づく

参加条件である停戦の合意の原則は満たしてい

ります。今日まで政府がとつてきた措置について

報告をしていただきたいと存じます。

政府は、昨日、モザンビーグ共和国における国

際平和協力業務の実施及びUNTACへの選挙要員の派遣等について閣議決定いたしました。国連

総理への報告書によれば、PKO協力法に基づく

参加条件である停戦の合意の原則は満たしてい

ります。

報告書では、まず現状について、主力展開は当

初予定より約一ヶ月遅れて五月になると予想

されています。

政府は、昨日、モザンビーグ共和国における国

際平和協力業務の実施及びUNTACへの選挙要員の派遣等について閣議決定いたしました。国連

総理への報告書によれば、PKO協力法に基づく

参加条件である停戦の合意の原則は満たしてい

ります。

この具体的な交渉が進展しておらず、選挙実施の

前提の武装解除が進んでいないとも指摘していま

るが、ようやく明るい光しが見え始めた景気に入

ります。

このようない見方が強いようです。総理は

どのように判断されてますか、まず伺いたい。

政府経済見通しは、一ドル百二十二円八十八銭と

いた中田厚仁さんが殺害されるという痛ましい事

件が起きました。身の危険を感じながらも懸命に

活動していた彼だけに、心から改めて中田さんとその御家族の皆さんに哀悼の意を表明いたしました。

この実施計画の決定に当たって、政府はPKO五原則、特に停戦の合意、武装解除の可能性についてどのように判断されたか、改めて明らかにしていただきたいと存じます。また、軍事部門の中での輸送調整部隊の活動への派遣ということですが、その内容、範囲について明らかにしていただきたい。

に届いているのかどうかさえ不明確であります。このような傾向は国会軽視であるとともに、なし崩し的に行法の枠組みを崩すおそれありと言わざるを得ません。総理の弁明を求めます。

日本社会党は、カンボジアにおける深刻な情勢について、これまで何回となく懸念を表明してきたところであります。カンボジア情勢がますます

飛ぶようなところに派遣するのではありませんなんだと力説してきました。鉄砲の弾だけでなく、砲弾、ロケット弾さえ飛んでいるではありますんか。また、外務省の担当者は、法暴審議の答弁で、PKO活動での死亡者は事故や病気によるものがほとんどだと強調していましたが、現在のカンボジアの情勢を見れば、これらの政府の説明が

動であると、ガリ事務総長も明石代表も再三確認しています。当初の計画どおり自衛隊をこの時期に撤収させるのかどうか、政府の判断を示していただきたい。

特に、司令部要員五名については、カンボジアに派遣されたが、今後、連絡将校という日本側の解釈で派遣してきたが、今回の国連モザンビークの活動への派遣に当たっては、その要員を明記しています。この司令部はUNTACの司令部と同様のもののか否か、またこの業務は、中長期的な業務計画並びに輸送に関する企画及び調整であるが、その任務の内容を明確にされたい。

さらに、軍事常識では、司令部での幕僚活動が後方支援業務と呼べないのは言うまでもないこととあります。また、PKO協力法の附則二条で、PKFの本体業務は凍結されています。その意味で、国連モザンビーク活動の司令部への派遣は、個人参加とはいえ、PKF本体業務に直接関係するものであり、憲法の精神はもとより、PKO法につきを生じて、かつてのことを再び起こさないことを目的とするものである。

す深刻になつてゐる今、改めて政府の対応について質問をいたします。

第一の問題は、カンボジアに関するパリ和平協定の合意内容と現在のカンボジア情勢をどのように見るかという問題であります。

同協定にある武装解除は、完全には実施されおりません。加えて、停戦の合意に反する戦闘が各地で継続しています。総選挙の活動が始まり、五月の投票日が近づくにつれ、さらに不安定な要因が増加しつつあります。UNTACが最も重視している自由、公正、中立の総選挙が、現在の情勢の中で実施できる見通しを持つてゐるのかどうか、PKO部隊を派遣した政府の責任において、政府みずからの判断を求めます。

とりわけ、パリ和平協定の完全実施に重要な働きを握つてゐると見られるボル・ボト派は、同協

は、PKO協力法を無理やり押し通すために国民を欺く方便だったとしたとか言いようがないのであります。

総理は、PKO部隊が応戦するような事態になれば、PKO本来の使命はなくなってしまったと答弁していますが、カンボジアでは愛護すべき状況にますます近づいているのです。あってはならないことですが、派遣の自衛隊部隊が戦闘にならざるを得ないとすれば、また万一、死者が出ると巻き込まれるとすれば、そのような政治的な責任は極めて大であります。

政府がUNTACの状況判断に任せ、停戦の合意が崩れていないと繰り返すのは誤りであります。日本のPKO部隊の派遣は、PKO協力法に基づくものであり、PKO五原則を厳しく解釈して対応するのは当然であります。現在のカンボジア

情勢を政府はどうのように見通しているか、お聞きしたい。

また、ポスト-UNTAC情勢のもとで、数千人規模の新たな国連プレゼンスをカンボジアに置くことについて、明石代表も言及していますが、新たに国連プレゼンスを安保理事会が承認した場合、パリ協定に基づくUNTACではなしに、新政府のもとでの国連プレゼンスとなるため、PKO協力法による自衛隊の派遣と違った形式にならざるを得ないと思うが、政府の判断をお聞かせいただきたいと存じます。

第四には、国連のガリ事務総長が、昨年六月の「平和への課題」という報告で、平和執行部隊の構想を提起し、一部で実行に移されていることについてであります。

冷戦終了後、地域紛争が顕著になっているのは、

確な答弁を求めて、  
カンボジア国際平和協力業務計画の変更とし  
て、選挙に関する業務を追加したが、これまで、他  
国部隊に対する物資輸送、医療などを追加した経  
緯があります。ここに言う選挙に関する業務の内  
容、活動地域の範囲、安全の保障などについて、  
明確な答弁を求めます。

定を遵守し、SNCから離脱することもない」としたが、総選挙は安全な状態では実施されないのであるうとして、総選挙を武力で妨害する意図を示唆したものと伝えられています。他方、SNC議長のシモン・アヌーク殿下は、すぐに撤回はしたものの、举国一致内閣の構想を提案しています。こうした流動的で緊迫した情勢にあって、パリ和平協定に基づく和平のプロセスが当初の計画どおり実施できる見通しを政府は持っているのでしょうか、明確な答弁を求めます。

第二の問題は、PKO協力法に規定されている五原則との関係であります。

同法案の審議に際し、政府や自民党の諸君は、PKO部隊は戦場に送るのではない、鉄砲の弾が、

ア情勢からすれば、特に停戦の合意、UN TACがすべての紛争当事者から中立であるべきとの原則は満たされていないと見るのが妥当であります。政府はこの際、独自の検証と情勢分析により、派遣部隊の撤収を含め、慎重に対処すべきだと考えますが、総理の見解をお聞きします。(拍手)

また、危険の度合いが高いと見られる選挙監視員五十人の派遣に迅速し、辞退者が出てる現状のもとで、安全の保障について政府はどのような対策を考えているのか、確認しておきたいのであります。

第三は、ポストUN TACに日本はどう協力するかという問題であります。

五月選挙、九月UN TAC解散という計画は不

事実であります。問題は、カンボジア、モザンビーク、旧ユーゴスラビアなどを始め、これらは国際紛争というよりは、それぞれの国の国内問題であります。これに対し、紛争当事者のPKO受け入れの同意を条件としないで国連がPKOを派遣することは、国家主権の尊重、内政不干渉の原則から、途上国には強い反発があります。言うまでもなく、我が國の場合、憲法の武力の行使の禁止、PKO五原則からして、我が国がガリ提案の平和執行部隊に参加できないのは当然であります。政府はガリ報告について、日本は参加できないとしながらも、将来の構想としては評価しています。政府はガリ報告について、日本は参加できますが、総理の見解をお伺いしたい。

第二の問題は、PKO協力法に規定されている五原則との関係であります。

第三は、ポストUNTACに日本がどう協力するかという問題であります。

す。政府はカリ普告について、日本は参加できなか  
いとしながらも、将来の構想としては評価してい  
るようですが、総理の見解をお伺いした  
い。

さらば、河野官房長官が、アメリカ政府がまだ検討の段階にあるボスニア・ヘルツegovinaへの空爆を支持すると発言したやに伝えられていることは、重大であります。政府はこの紛争に、平和的に解決すべきどのような姿勢をしたというのでしょうか、弁明を求めます。

最後に、国際協力のあり方について、総理並びに外務大臣の見解をお聞きしたいと存じます。

日本社会党は、PKO協力法の審議の際にも、非軍事、文民、民生を原則とする法案を提案し、初めて自衛隊の派遣有りきではなく、平和憲法の精神に沿う国際協力の実施を主張しているのであります。今ボル・ボト派は、カンボジアのPKO部隊がプロンペン政権派に偏るとして、日本を新たな敵であると公言しています。このような事態は、初めに自衛隊派遣ありきという政府の政策が、今や危機に直面していることを意味しているのです。

我が党は、冷戦後の国際情勢の変化に応じて、自衛隊を大幅に縮減し、別組織による平和的な国際協力を推進すべきだと強く主張してきましたが、PKO協力法の見直しを含め、総理の見解をお伺いして、私の質問を終わります。(拍手)

ふうな影響を及ぼすかということは、必ずしも正確に申し上げることが困難でございますことは、島崎議員にも御理解をいただけることだろうと申します。

政府と反政府民族抵抗運動 RENAMOとの間停戦協定ができた、合意ができたわけではございません。それは今日でも保たれておりますし、国連ONUMOZについても、モザンビック政府も政府側も、いわゆるRENAMOの方も、双方

昨日はモサンビルの実施計画に入り、カンボジアの業務実施計画の変更を決定いたしましたので、国会に本日御説明をさせていただいたところでございますが、今後十分この点、気をつけてまいります。

○内閣總理大臣(宮澤喜一君) 円高の問題につきまして、クリントン大統領の記者会見の様子はほど佐藤議員に御説明を申し上げましたので省略をいたしますが、いずれにしても、急激な円高は、輸出産業の円建ての手取りを減少させることももちろんあります。そういう意味から企業の収益を圧迫する、企業活動に悪影響を与えるから、我が國経済の内需拡大にはならず、むしろその内需拡大のための努力を阻害する、短期的にはそういう結果になることを心配いたしました。このような認識に立ちまして、先般の新総合経済対策におきましても、円高等の影響をこうむつております中小企業に対する低利融資の特別枠を設定するなどの措置を盛り込んでいるところでございましたが、中長期的には、これはやはり為替の黒字を確保する、当然そうなるべきものでございますけれども、短期的にはかえって、いわゆるJカーブ効果が働くこととも、これもう申し上げるまでもないことです。でも、御承知のとおりのことだと思います。貿易不均衡を盾にいろいろ強いられる面がある云々ということにつきました。やはり基本的には、我が国が内需拡大のための先駆のよくな経済対策を立てまして、そして内需主導型の経済成長を定着させること。そして一般的な市場でクセスをさらに自由にするということが重要と存じます。今後ともそのような経済拡大、経済運営に努めてまいりたいと思いますが、なお、たまたま半導体につきまして二〇%という目標が達成されましたが、これもう申し上げるまでもないことです。

も受け入れております。また、ONUMOZは方方に偏ることなく活動いたしておりますので、一際平協力法上の五原則は満たされておるものと考えております。

武装解除などが当初の予定よりおくれておるうでござりますので、今後、和平プロセスの中各国の部隊、要員が展開いたしましたら、武装解除も進捗するであろう。つまり、国連の部隊が開しておりませんものですから、片方だけが武装解除をするということに疑心暗鬼がござりますで、国連が展開した後であれば、双方とも武装解除をしてもいいというふうに理解をいたしておりますので、国連の展開とともに進むであろうと存うように思つております。

今度のモザンビークの活動の司令部への人員



また、要員の安全確保につきましても、特段の措置を講じるよう直ちに今川大使より明石代表に申し入れ、これに応じ、UNTACは国連ボランティアの安全確保のための具体的措置について、御承知のとおり四月十四日に発表したところであります。

次の御質問は、UNTACが最も重視している自由、公正、中立の総選挙が現在の情勢の中で実施できる見通しを持っているのか、どういうふうでござります。

カンボジアにおきましては、最近より暴力事件等が発生し、確かに不安定な要因はありますけれども、UNTACは自由かつ公正な選挙の実施、その前提となる中立的な政治環境の維持のために最大限努力をしておるわけでありまして、我が國もこのようない努力を全面的に支持していくたいと思ふ。

総選挙を予定どおり実施するとの国際社会の決意は、三月八日採択された国連安保理の決議並びに四月二十三日に発表されたパリ和平協定署名国との共同声明においても確認をされております。カンボジアの国内におきましても、四百七十万人に及ぶ有権者の登録が行われていること、選挙運動が現在各地で行われていることも見られるところでありまして、ぜひ実現する必要があります。

我が国としましても、パリ協定署名國といつて  
まして、かかるカンボジア国民の希望にこたえ  
予定どおりの総選挙実施のため、UNTAC、開  
係諸国とともに努力をしてまいります。

次に、流動的なこのカンボジア情勢をみて、  
パリ和平協定に基づく和平へのプロセスが当初の  
計画どおり実施できるのか、こういうことでござ  
ります。

「モザンビーケ国際平和協力業務実施計画」等についての発言に対する鶴崎謙君の質疑実施計画等についての発言に対する東洋三君の質疑

東洋二書卷直

○東祥三君 私は、公明党・国民会議を代表いたしまして、今政府より報告がありました「カンザニア国際平和協力業務実施計画の変更」並びに「モザンビーカ国際平和協力業務実施計画」に対し、吉田質問比「うちつけて」とお答えになります。

いてであります。カンボジアでは、既に約四百七十万人の有権者が登録を終え、五月二十三日から二十八日まで実施される予定の制憲議会選舉に向けて、二十の政党による選舉戦が展開されています。カンボジアの和平達成と民主的国家の樹立は、長きにわたって

質問に入る前に、過日、国連ボランティアとして選挙監視業務のさなか、凶弾に倒れた中田厚様の御冥福を心よりお祈り申し上げます。

いてであります。カンボジアでは、既に約四百七十万人の有権者が登録を終え、五月二十三日から二十八日まで実施される予定の制憲議会選挙に向けて、二十の政党による選挙戦が展開されています。カンボジアの和平達成と民主的国家の樹立は、長きにわたって内戦の苦汁をなめてきたカンボジア国民はもとより、国際社会全体の強い願いであり、ぜひとも終選挙を成功させなければなりません。

私は、政治家になる前、国連の職員として、世界の各地で、中田さんのような国連ボランティアや民間のボランティアの多くの方々とともに仕事をさせていただいた経験がありますが、今日の支援、平和維持活動を含む国際協力の現場は、中田さんのような人々によって支えられている実感いたしております。政治家として、これら

いてであります。カンボジアでは、既に約四百七十万人の有権者が登録を終え、五月二十三日から二十八日まで実施される予定の制憲議会選挙に向けて、二十の政党による選舉戦が展開されています。カンボジアの和平達成と民主的国家の樹立は、長きにわたって内戦の苦汁をなめてきたカンボジア国民はもとより、国際社会全体の強い願いであり、ぜひとも総選挙を成功させなければなりません。

しかしながら、実際のカンボジア情勢は、ボル・ボト派の総選挙への不参加の表明、同派によるものと見られる襲撃事件の頻発など、総選挙を間近に控え、にわかに緊迫化してきており、総選挙の実施を危ぶむ声も聞かれています。また、平月六日に予定されているSNC、カンボジア最高国民評議会本会合にも、ボル・ボト派のボイコ

人々の平和活動に、襟を正すと同時に、心から意を表したいと思います。(拍手)

いてであります。カンボジアでは、既に約四百七十万人の有権者が登録を終え、五月二十三日から二十八日まで実施される予定の制憲議会選挙に向けて、二十の政党による選舉戦が展開されています。カンボジアの和平達成と民主的国家の樹立は、長きにわたって内戦の苦汁をなめてきたカンボジア国民はもとより、国際社会全体の強い願いであり、ぜひとも総選挙を成功させなければなりません。

しかしながら、実際のカンボジア情勢は、ボル・ボト派の総選挙への不参加の表明、同派によるものと見られる襲撃事件の頻発など、総選挙を間近に控え、にわかに緊迫化してきており、総選挙の実施を危ぶむ声も聞かれています。また、平月六日に予定されているSNC、カンボジア最高国民評議会本会合にも、ボル・ボト派のボイコットが濃厚であると伝えられています。

政府は、カンボジアの現状をどう見て、いるのか、特に自由かつ公正な総選挙は可能なのかどうか、また、ボル・ボト派がSNC本会合及び評議会に

の国際平和協力隊員の活躍に対しても、心から敬意を表します。特に、第一次設施大隊は、主業務である道路補修が七十八・六キロメートル

カンボジアでは、既に約四百七十万人の有権者が登録を終え、五月二十三日から二十八日まで実施される予定の制憲議会選挙に向けて、二十の政党による選挙戦が展開されています。カンボジアの和平達成と民主的国家の樹立は、長きにわたって内戦の苦汁をなめてきたカンボジア国民はもとより、国際社会全体の強い願いであり、ぜひとも総選挙を成功させなければなりません。

しかしながら、実際のカンボジア情勢は、ボル・ボト派の総選挙への不参加の表明、同派によるものと見られる襲撃事件の頻発など、総選挙を間近に控え、にわかに緊迫化してきており、総選挙の実施を危ぶむ声も聞かれています。また、平月六日に予定されているSNC、カンボジア最高国民評議会本会合にも、ボル・ボト派のボイコットが濃厚であると伝えられています。

政府は、カンボジアの現状をどう見ているのか、特に自由かつ公正な総選挙は可能なのかどうか、また、ボル・ボト派がSNC本会合及び総選挙に参加する可能性、そして、そのためのUNH、AICその他の国際社会の取り組みはどうなつてゐるのか、お伺いいたします。さらに、ボル・ボト

橋の補修が二十三カ所、後方支援の医療についても他国のU.N.T.A.C要員から大いに頼りにされと伺っております。

さて、カンボジアでは、既に約四百七十万人の有権者が登録を終え、五月二十三日から二十八日まで実施される予定の制憲議会選挙に向けて、二十の政党による選舉戦が展開されています。カンボジアの和平達成と民主的国家の樹立は、長きにわたって内戦の苦汁をなめてきたカンボジア国民はもとより、国際社会全体の強い願いであり、ぜひとも総選挙を成功させなければなりません。

しかしながら、実際のカンボジア情勢は、ボル・ボト派の総選挙への不参加の表明、同派によると見られる襲撃事件の頻発など、総選挙を間近に控え、にわかに緊迫化ってきており、総選挙の実施を危ぶむ声も聞かれています。また、辛月六日に予定されているSNC、カンボジア最高国民評議会本会合にも、ボル・ボト派のボイコットが濃厚であると伝えられています。

政府は、カンボジアの現状をどう見ているのか、特に自由かつ公正な総選挙は可能なのかどうか、また、ボル・ボト派がSNC本会合及び総選挙に参加する可能性、そして、そのためのUNHCAGその他の国際社会の取り組みはどうなっているのか、お伺いいたします。さらに、ボル・ボト派が不参加のまま総選挙が実施された場合の後のカンボジア情勢について、どう展望されているのかもあわせてお答え願いたい。

○協力法に基づき、我が國の本格的なPKOへ  
人の貢献としてその歴史的な第一歩をしたされ  
ことは、極めて大きな意義があると確信いたし

いてであります。カンボジアでは、既に約四百七十万人の有権者が登録を終え、五月二十三日から二十八日まで実施される予定の制憲議会選挙に向けて、二十の政党による選舉戦が展開されています。カンボジアの和平達成と民主的国家の樹立は、長きにわたって内戦の苦汁をなめてきたカンボジア国民はもとより、国際社会全体の強い願いであり、ぜひとも総選挙を成功させなければなりません。

しかしながら、実際のカンボジア情勢は、ボル・ボト派の総選挙への不参加の表明、同派によるものと見られる襲撃事件の頻発など、総選挙を間近に控え、にわかに緊迫化してきており、総選挙の実施を危ぶむ声も聞かれています。また、辛月六日に予定されているSNC、カンボジア最高国民評議会本会合にも、ボル・ボト派のボイコットが濃厚であると伝えられています。

政府は、カンボジアの現状をどう見て いるのか、特に自由かつ公正な総選挙は可能なのかどうか、また、ボル・ボト派がSNC本会合及び総選挙に参加する可能性、そして、そのためのUNHCR、ACその他の国際社会の取り組みはどうなっているのか、お伺いいたします。さらに、ボル・ボト派が不参加のまま総選挙が実施された場合の、その後のカンボジア情勢について、どう展望されているのかもあわせてお答え願いたい。

第二には、PKO参加五原則とパリ和平協定に関してであります。

パリ和平協定に基づく四派の武装解除にボルボト派が拒否し、同派の武装解除がなされなかつては、

す。(拍手)  
第一次の国際平和協力隊の活動に対する内外  
反響、評価はどうか、冒頭 まず、国際平和協  
力隊による協理による、いたします。

カンボジアでは、既に約四百七十万人の有権者が登録を終え、五月二十三日から二十八日まで実施される予定の制憲議会選挙に向けて、二十の政党による選挙戦が展開されています。カンボジアの和平達成と民主的国家の樹立は、長きにわたって内戦の苦汁をなめてきたカンボジア国民はもとより、国際社会全体の強い願いであり、ぜひとも総選挙を成功させなければなりません。

しかしながら、実際のカンボジア情勢は、ボル・ボト派の総選挙への不参加の表明、同派によるものと見られる襲撃事件の頻発など、総選挙を間近に控え、にわかに緊迫化してきており、総選挙の実施を危ぶむ声も聞かれています。また、平成月六日に予定されているSNC、カンボジア最高国民評議会本会合にも、ボル・ボト派のボイコットが濃厚であると伝えられています。

政府は、カンボジアの現状をどう見て いるのか、特に自由かつ公正な総選挙は可能なのかどうか、また、ボル・ボト派がSNC本会合及び総選挙に参加する可能性、そして、そのためのUNNAC、ACその他の国際社会の取り組みはどうなっているのか、お伺いいたします。さらに、ボル・ボト派が不参加のまま総選挙が実施された場合の、その後のカンボジア情勢について、どう展望されるのかもあわせてお答え願いたい。

第二には、PKO参加五原則とパリ和平協定に関してであります。

パリ和平協定に基づく四派の武装解除にボルボト派が拒否し、同派の武装解除がなされなかこと、また、ボル・ボト派抜きの総選挙も必勝の情勢になつたこと等をとらえて、パリ和平協定が崩れたのではないか、あるいは、UNTACが

本部長がこの新規地雷爆破について、U.N.T.A.C.が昨年三月より活動を開始して來、和平プロセスの最重要局面を迎えているカボジアについてお伺いいたします。

カンボジアでは、既に約四百七十万人の有権者が登録を終え、五月二十三日から二十八日まで実施される予定の制憲議会選挙に向けて、二十の政党による選舉戦が展開されています。カンボジアの和平達成と民主的国家の樹立は、長きにわたって内戦の苦汁をなめてきたカンボジア国民はもとより、国際社会全体の強い願いであり、ぜひとも総選挙を成功させなければなりません。

しかしながら、実際のカンボジア情勢は、ボル・ボト派の総選挙への不参加の表明、同派によるものと見られる襲撃事件の頻発など、総選挙を間近に控え、にわかに緊迫化してきており、総選挙の実施を危ぶむ声も聞かれています。また、平成月六日に予定されているSNC、カンボジア最高国民評議会本会合にも、ボル・ボト派のボイコットが濃厚であると伝えられています。

政府は、カンボジアの現状をどう見ているのか、特に自由かつ公正な総選挙は可能なのかどうか、また、ボル・ボト派がSNC本会合及び総選挙に参加する可能性、そして、そのためのUNHCRその他の国際社会の取り組みはどうなっているのか、お伺いいたします。さらに、ボル・ボト派が不参加のまま総選挙が実施された場合の、その後のカンボジア情勢について、どう展望されるいるのかもあわせてお答え願いたい。

第二には、PKO参加五原則とパリ和平協定に関してであります。

パリ和平協定に基づく四派の武装解除にボルボト派が拒否し、同派の武装解除がなされなかこと、また、ボル・ボト派抜きの総選挙も必の情勢になつたこと等をとらえて、パリ和平協定が崩れたのではないか、あるいは、UNTACボル・ボト派を除く三派との総選挙の安全確保しかし、ボル・ボト派はこうした姿勢とは反するのではないかとの意見もあります。

○議長(櫻内義雄君) 東祥二君

SNCのメンバーであり、パリ和平協定そのものは遵守すると一貫して表明してきています。したがって、私は、PKO参加五原則は大枠として守られていると考えますが、政府の明確な見解を伺いたい。

私は、PKO協力法の作成に当たり、慎重の上にも慎重を期してきた経緯を重く受けとめておりました。その意味で、日本のPKO参加五原則は、明確に守られるべきであると考えるのであります。政府は、PKO協力法に基づく参加五原則に照らして、我が国が独自の判断でPKO部隊の中断及び撤収をできるのかどうか、そしてできる場合の基準、原則を具体的かつ明確にすべきであります。

一部報道では、撤収の条件として、UNTACがパリ和平協定が崩れていると認定した場合、また、カンボジアにPKO要員を派遣している参加国のいずれかが撤収などを表明して参加国間で撤収を決める場合、さらに、和平協定内と言いつつも、大規模な戦闘が展開された場合などと伝えられておりますが、極めて不明確と言わざるを得ません。

仮に、停戦の合意に関するUNTACの判断と、PKO協力法に基づく我が国独自の判断との間に食い違いが生じた場合、我が国は、独自に中断または撤収すると考えてよろしいのかどうか、総理の具体的かつ明確な答弁を求めます。

第三には、PKO要員の安全確保についてであります。

これまで中田さんの殉職を初め、文民警察への強盗事件なども発生し、我が国を含めたUNTAC要員の早急な安全対策が必要になってきております。カンボジアに対しても、新たな五十人の選挙員を含めて七百名以上の国際平和協力隊を派遣することになり、治安の悪化、気候、風土の違いを乗り越え、まさに体を張ってとうとい平和維持の活動に携わっておられる我が国要員の安全確

保を図ることは、政府として当然の責務であります。

我が国としてできる限りの対策を行うことは当然として、UNTACに対し早急かつ万全な安全確保を強く求め、二度と中田さんのような事件が起きることのないようにすべきであります。UNTACで活動している人々に対する我が国及びUNTACの安全対策はどうなっているのか、また、今後我が国が文民警察についても状況の変化によつては武器の携帯を認めることがあり得るのかどうか、お伺いいたします。

第四には、カンボジア和平のための日本の一層の外交努力の必要性についてであります。

ボル・ボト派抜きの総選挙の実施は、パリ和平協定が予定したものとはほど遠く、真のカンボジア和平達成のためにはボル・ボト派の総選挙参加がベストであることは言うまでもありません。

総選挙への門戸は開いていると言うだけな

く、ボル・ボト派を含めた総選挙の実現のため、

国際社会があらゆる外交ルートを通じて努力すべく、そのための国際会議の開催に日本もイニシアチブを発揮すべきであると同時に、この国際会議の開催のみならず、各國、特に中国、インドネシア、タイなどにボル・ボト派の総選挙参加への外交努力を促すべきであると考えますが、総理の見解をお伺いいたします。

第五には、カンボジア情勢及び我が国PKO要員に関する情報の提供であります。

多くの国民は、現地での我が同胞の安全と活躍を祈るように見守っております、現地の情勢の変化について大変に敏感になつております。しかし、政府は、カンボジア及び我が国PKO要員の情報を積極的に国民に提供しているとは言えません。関係者は無論のこと、PKOへの派遣に関する国民の意識は極めて高く、こうした国民の要請にこたえていくためにも、政府からの正確なカンボジア

次に、モザンビークPKOについてお伺いいたします。

モザンビークへの我が国要員の派遣については、PKO参加五原則が堅持されており、調査團の十分な調査結果を踏まえて派遣を決定したことなどから賛成であります。

ただ、私は、我が国は国際貢献が世界から注目されている中で、派遣の是非は別として、政府が消極的態度から一転して積極姿勢へと変わった、行かないと言つていたものを行くと言いたいです。

（内閣総理大臣宮澤喜一君登壇）

といった印象を与える政府の対応の仕方は、国際社会から見て、日本の国際貢献への姿勢、外交感覚を疑われはしないかと強く危惧するものであります。政府の見解を賜りたい。

次に、PKOに関連して、ブトロス・ガリ国連事務総長が提唱したいわゆる平和執行部隊についてお伺いいたします。

去る二十一日の国連のPKO特別委員会で、我が国は国連公使が、例外的なケースで平和執行部隊を認めると発言されました。この発言は、今後の我が国は国際貢献を考える上で極めて重要な意味を持つものとを考えます。我が国憲法上、我が

国は平和執行部隊への参加は可能なのかどうか、将来的には我が国は平和執行部隊への参加を検討しているのかどうか、総理の明確な答弁を求めます。

本年に入つてから、PKOにつきましては、政

府部内からPKO凍結解除やPKO参加五原則の緩和を求めるような発言が出されました。PKO凍結解除については、カンボジア及びこのモザンビークのPKO活動をまず成功裏に終了させることが重要であり、PKOに対する国民の理解が十分得られるまで凍結解除すべきであります。

また、PKO参加五原則の緩和は、目的として

らし行動していくことが、法律を執行する行政政府としての責任と考えるのであります。これらの点について総理の見解をお伺いしたい。

最後に、本年一月の我が党の市川書記長の、アジアにPKO訓練センターを創設せよとの主張に対し、当時、渡辺外務大臣は、まじめに検討する必要がある旨御答弁されておりますが、その後どういう検討がなされているのか、外務大臣にお伺いします。（拍手）

（内閣総理大臣宮澤喜一君登壇）

O内閣総理大臣（宮澤喜一君） カンボジアにおける施設大隊の活動の実績につきましては、本来の国際社会があらゆる外交ルートを通じて努力すべきであり、そのための国際会議の開催に日本もインドネシア、タイなどにボル・ボト派の総選挙参加への外交努力を促すべきであると考えますが、総選挙への門戸は開いていると言つただけでなく、ボル・ボト派を含めた総選挙の実現のため、ア和平達成のためにはボル・ボト派の総選挙参加がベストであることは言うまでもありません。

次に、PKOに関する、ブトロス・ガリ国連事務総長が提唱したいわゆる平和執行部隊についてお伺いいたします。

去る二十一日の国連のPKO特別委員会で、我が国は国連公使が、例外的なケースで平和執行部隊を認めると発言されました。この発言は、今後の我が国は国際貢献を考える上で極めて重要な意味を持つものとを考えます。我が国憲法上、我が

国は平和執行部隊への参加は可能なのかどうか、将来的には我が国は平和執行部隊への参加を検討しているのかどうか、総理の明確な答弁を求めます。

本年に入つてから、PKOにつきましては、政

府部内からPKO凍結解除やPKO参加五原則の緩和を求めるような発言が出されました。PKO凍結解除については、カンボジア及びこのモザンビークのPKO活動をまず成功裏に終了させることが重要であり、PKOに対する国民の理解が十分得られるまで凍結解除すべきであります。

また、PKO参加五原則の緩和は、目的として

いたします。

国際社会におきましても、このことは全会一致で過般、安保理事会の決議でもあらわれました。

また、共同声明においても確認されておりまして、四百七十万という、御指摘のような選挙登録でございますので、カンボジアの大多数の人はこれをお希望しているということは明らかと思います。ですから、今の段階で一番大事なことは、この公正かつ自由な選挙がともかく安全裏に、できるだけ広い範囲で行われることであると存じます。

そして、この選挙を経て新しい憲法がつくられる、新政府ができた、そしてカンボジアがカンボジア人のカンボジアになるという、その一番大事な局面がたどりますので、いろいろ困難はござりますけれども、シアスターク殿下あるいはUN TAC等の努力を我が国としても全面的に支持をして、パリ協定が終局的に目指すところに到達をいたしたい、それがただいまの一番大事な問題だと思います。

それから、停戦の合意につきまして、我が國に中止、撤収というようなことがあり得るかということにつきまして、そういう問題について、UN TACと、あるいは国連と我が国との判断が食い違うということは恐らく想像しがたいところでございます。

もちろん、全く仮定の問題として、判断が異

ついて関係各国もほとんど同様の意見ですが、残念ながら、ただいまのところそれがまだ実現をしていない、残念なことでございますが、そのようない状況であります。

それから、カンボジアのPKOに関する国民に

もっとよく御説明をすべきであるということにつ

きまして、国会に対しましては、実施計画の決

定、変更あるいはその他の委員会等における御質

疑等ができるだけ御説明を申し上げておりますけ

れども、国民に対する広報活動につきましては、

さらに御指摘のように心がけてまいらなければ

ならないと思います。

ブトロス・ガリ事務総長の「平和のための課題」

という著書の中で平和執行部隊について述べられ

ておることにつきまして、今日の世界情勢の中

で、国連が平和維持についてあちこちから協力を

求められて、それが必ずしも思うように進んでい

ないということについて、ブトロス・ガリ事務総

長のそういう状況の中でのいろいろの発想、イニ

シアチブは、これは理解をいたしますけれども、

国連の中でこれは初めての問題で、今まで議論さ

れたこともございませんから、引き続き検討すべ

き問題だと思います。したがいまして、この考え

方がどのように展開をするのかが今の時点ではわ

かりませんので、憲法との関係につきまして今判

断を申し上げることは適当ではないというふうに

思っております。

それから、平和協力法の見直しについてでござ

いますが、法律の施行後三年を経過した場合にお

いて、実施状況に照らし、あり方について見直し

を行なうとされますが、今カンボジアにおきましてもこの活動が始まっています。まだ長い時間が

たつておるわけではありません。大多数の国民

には理解をしていただいていると思いますけれども、長い年月がたつておるわけでもございません

ので、一年にもまだ満たない状況でござりますか

から、この法のもとでの協力の実績を積み重ねてい

くことが一番重要なのではないか、どちらかとい

えば、私はそういうふうな考え方をいたしております。

残りの問題につきましては、関係大臣からお答

えを申し上げます。(拍手)

○國務大臣(武藤嘉文君登壇)

東議員にお答えをいた

します。

〔國務大臣河野洋平君登壇〕

第一の問題は、UN TACで活動をしている

人々に対する我が国及びUN TACの安全対策と

いうことでございます。

国際平和協力業務に従事している我が国の隊員

の安全に關して、我が国としてできる限りの努力

をするということは言うまでもございません。第

一義的には、しかし、国連が国連の活動として參

加している隊員の安全確保のための方策をとるこ

とになつております。

UN TACといたしましては、要員の安全確保

のために、例えば、情勢の厳しい地域を担当する

UN TACの選挙チームに対しましてUN TAC

の歩兵部隊の要員を同行させるとか、あるいはU

N TAC要員が情勢の厳しい地域に宿營する場合

には歩兵部隊の宿營地に宿營させるとか、要員の

安全確保に努めていると承知をいたしております。

もう一点、モザンビーグへの派遣決定に至る姿

勢がどうであったかと、いうお尋ねでござります。

先ほど、これも總理から他の議員に御答弁がございましたけれども、ONUMO Zへの我が国の

自衛隊の参加については、十分慎重の上にも慎重

に行われる、慎重に検討されるというのは当然の

ことであろうと思うわけでござります。

もう一点、モザンビーグのことを

ございましたけれども、ONUMO Zへの我が国の

自衛隊の参加については、十分慎重の上にも慎重

に行われる、慎重に検討されるというのは当然の

ことであろうと思うわけでござります。

我が国は国際平和協力隊員につきましては、派

遣に先立ちまして、国連平和維持活動の概要、派

遣の歴史、文化、風習あるいは保健衛生、語学

等の必要な事項につきまして研修を実施してきて

おるところであります。

御指摘のPKO研修センターの設置につきましては、国連への協力という観点をも踏まえ、国連平和維持活動への我が国参加の経験、これまで總理がお答えになったとおりでございます。

我が国が実施してまいりました研修の実績等を十分勘案しつつ、引き続いだ検討してまいります。

○國務大臣(河野洋平君登壇)

東洋三君の質疑に対する答

えを申し上げます。(拍手)

〔國務大臣河野洋平君登壇〕

PKO参加五原則についてのお尋ねがございましたが、これはもう先ほ

うことでございます。

PKO参加五原則についてお尋ねがございましたが、これはもう先ほ

うことでございます。

PKO訓練センターを設立せよという御主張があつたということに対しまして、現在どうなつて

いるかということでござります。

我が国は国際平和協力隊員につきましては、派

遣に先立ちまして、国連平和維持活動の概要、派

遣の歴史、文化、風習あるいは保健衛生、語学

等の必要な事項につきまして研修を実施してきて

おるところであります。

我が国は国際平和協力隊員につきましては、派

遣に先立ちまして、国連平和維持活動の概要、派

応するだけの能力があるかどうか、さまざまなかな。

度から検討した結果、結論を出したわけですが、まして、今後もこうした判断を下すに当たりましては、このような観点から十分な検討を慎重に行つた上で判断をすべきものというふうに考えて行つた上で、判断をすべきものというふうに考えて行つた上で、判断をすべきものというふうに考えて行つた上で、判断をすべきものといいます。(拍手)

○議長(櫻内義雄君) 古堅実吉君。

〔議長退席、副議長着席〕

〔古堅実吉君登壇〕

○古堅実吉君 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となりました「モザンビーグ国際平和協力業務実施計画等について質問いたします。今やカンボジア問題は、我が國のみならず、国際的にも極めて重大問題となっています。国連ボランティアとして派遣された中田厚仁さん射殺事件は、全国民に大きな衝撃をもたらしました。派遣されている自衛隊員の御家族や関係者の皆さんが、毎日大きな不安に駆られていることは申すまでもございません。

選挙を前にしたカンボジアの事態はまさに深刻、緊迫した状況となつておるのであります。停戦合意は事実上存在しない状態です。特に、ボル・ポート派による協定違反は目に余るもののがございます。それでも政府は、パリ協定の大枠は守られていると繰り返し強弁し続けているのであります。それが、今大好きな不安に駆られていることは申すまでもございません。

第一に、カンボジア各派は、陸上、水上及び空中におけるすべての敵対行為を慎むとしているにもかかわらず、至るところで戦闘行為を引き起こし、ますます激化の方向であります。これは明らかに協定違反ではありませんか。

第二に、武装解除であります、ボル・ポート派は一貫してそれを全面的に拒否し、UNTACの車両に対戦車ロケット弾で攻撃するなど、強烈な武装をしていましたし、それに対抗するため、プロンペイ軍なども武装解除を中断したではありません

か。

第三に、一月二十五日のガリ事務総長の第三次報告は、ボル・ポート派がパリ協定の義務履行を拒否しているので停戦の第二段階を実施することは不可能になつていて指摘していますが、事態は、その一月よりも一層悪化しているのが紛れもない事実ではあります。

第四に、ボル・ポート派は軍隊の総兵力、配備、部隊の陣地等の文書報告も、また、武器弾薬、装備等の情報提供も一切拒否していますが、これも明らかな協定違反ではありませんか。

第五に、すべての地雷についての情報を提供しなければならないよう定められているにもかかわらず、和平協定に反してそれも拒否しているではありませんか。

第六に、選挙はカンボジアの全域にわたって州を基礎にして行うよう明記していますが、ボル・ポート派は、和平協定の中心課題であり、不可欠のこの選挙さえ全面的に拒否し、ボル・ポート支配地域では実施できないことが明らかではありませんか。

第七に、協定には人権尊重義務が明記されますが、ベトナム系カンボジア人の殺害を繰り返し、今大変な事態の方向に向かっています。これはまさに重大な協定違反そのものであります。

第八に、UNTAC要員に対する立ち入り拒否や攻撃、拘束、殺害などの敵対行為も明らかに協定違反ではありませんか。

以上の質問で明らかのように、ボル・ポート派のパリ和平協定に対する重大な違反は明白であり、も明らかにあります。至るところで戦闘行為を引き起こし、ますます激化の方向であります。これは明らかに協定違反ではありませんか。

第一に、カンボジア各派は、陸上、水上及び空中におけるすべての敵対行為を慎むとしているにもかかわらず、至るところで戦闘行為を引き起こし、ますます激化の方向であります。これは明らかに協定違反ではありませんか。

第二に、武装解除であります、ボル・ポート派は一貫してそれを全面的に拒否し、UNTACの車両に対戦車ロケット弾で攻撃するなど、強烈な武装をしていましたし、それに対抗するため、プロンペイ軍なども武装解除を中断したではありません

か。

それによる協定の枠組み崩壊は明白ですが、総理が、ボル・ポート派が協定を遵守すると言っているから枠組みは崩れていないと言張るなら、ボル・ポート派は協定の何を遵守してきたのか、どういう義務を履行してきたのか、説明していただきたいものであります。

カンボジアの深刻な状況に照らし、今重要なことは、パリ和平協定をことごとく踏みにじり、選挙の失敗に向けた妨害のためにますます武力攻撃を激化させ、カンボジア和平への敵対行為に終始しているボル・ポート派に対してどのように対処しなければならないかという問題であります。

第一は、ボル・ポート派の無法を断固譲さないという国際世論の形成です。これが今極めて重要なことになります。そのため、日本政府としても積極的に各国に働きかけることでなければなりません。総理の具体的な答弁を求めます。

第二に、国連安保理の経済制裁決議を完全に実施することです。ボル・ポート派は支配地域内の監視所設置を拒否していますが、タイ政府など近隣諸国が安保理決議を完全に実施するよう要請すべきだと考えますが、総理の御所見を求めるべきだと思います。(拍手)

第三に、自衛隊が投票箱の輸送、保管も行うことを禁じた問題であります。ボル・ポート派の選挙妨害戦略からいえば、投票箱の輸送、保管が危険にさらされることは自明であります。報道されにならざるを得ないことは明らかではありませんか。

そこで、派遣されている自衛隊についてであります。パリ和平協定そのものが崩れていている今、それが和平の枠組みが崩れていないと私ども

政府は、派遣五原則に違反していないなどといつて自衛隊の撤退問題をあいまいにできる時期ではあります。

もはやないのであります。

そこで伺います。

第一は、ボル・ポート派のキュー・サムファン議員は、参加しないと表明するまでに至つて

います。総理、あなたの答弁からいつても、協定の枠組みは崩れたことになるのではあります。

そこで伺います。

第一は、ボル・ポート派のキュー・サムファン議員は、参加しないと表明するまでに至つて

います。総理、あなたの答弁からいつても、協定

め、海外派兵を地域的規模にまで拡大するものであり、日本国憲法に明確に違反します。政府は、閣議決定を取り消し、派遣をやめるべきです。誠理の所見を求めます。

求められるのは、食糧援助であり、生活関連の援助であります。モザンビークからの要請がどういったものなのか、あわせ報告を求める。国連は、地域紛争に対して軍事的対処に偏る方向も見られますが、第二次世界大戦の悲惨な体験

と痛苦の教訓に立つてつくられた国連憲章の大原則は、民族自決権の尊重を基礎とした平和的手段による解決にこそその根本があるのであります。カンボジアの解決もサンビームも、この原則に立つて進められるべきであります。国際貢献といえば自衛隊派遣しかないといった考え方こそ、高粱に改められるべき重要問題であることを強く指摘して、質問を終わります。(拍手)

〔内閣總理大臣宮澤喜一君登壇〕

○内閣総理大臣(宮澤喜一君) ポル・ポート派がパリ和平協定のいろいろな義務を完全には履行してないといふこと、あるいは散発的に戦闘行為が発生していることなど、和平プロセスが困難な状況に置かれていることは事実でございます。まことにこれは残念なことだと思います。

しかしながら、他方で、パリ和平協定の履行につきまして全般的に見ますと、実に三十七万人以上の難民が帰還をいたしました。それからまた、四百七十万という予想を上回る有権者の登録がございました等々、UN T A C の仕事は、これは非常な広い範囲で成果を上げているというふうに考えます。

でござりますから、今全面的な戦闘が再開されようとしているわけではないので、和平協定の基本的枠組みが依然維持されておりますから、ボル・ボトがそのような態度を改めて、そしてパリ協定に定められたとおりのプロセスを進めるように努力をすること、今大事なことだと思います。

「モザンビーク国際平和協力業務実施計画」等についての  
「務実施計画」等についての発言に対する塙本三郎君の質疑

四

する旨シアヌーク陛下に通告しましたが、これは治安上の問題であると言つておりますし、S.N.C.R.にはとどまると言つておりますから、パリ協定は遵守されておるものと考えます。

「國務大臣武藤嘉文君登壇」というものを厳しく踏まえながら、先生はなさつたようなことのないよう、厳しくしていくという方針であります。(拍手)

団長として現地を訪問しました。タケオの自衛隊の諸君と同じ食事をし、ふろに入り、キャンプにて泊まり、起床ラバで起き、そして一緒に行動してまいりました。

○國務大臣（武藤嘉文君） 古堅議員にお答えをいたします。

モザンビークからは、我が国に対して、これで食糧、生活用水、水産などの分野で援助要請を行われてきておりまして、こうした要請を踏まえ、我が国は、昨年度だけでも約六十五億円の助をモザンビークに対して行っております。今のは、モザンビークの復興も重要な焦点となりまので、我が国としてより一層の協力を行ってみたいと考えております。

○副議長（村山喜一君） 塚本三郎君。  
〔塚本三郎君登壇〕  
○塚本三郎君 私は、民社党を代表して、我が  
の国連平和維持活動への参加に対し、総理並び  
関係大臣に質問をいたします。  
この四月八日に、カンボジアで凶弾に倒れた  
NTAC要員である中田厚仁さんの訃報に接した  
謹んでお悔やみ申し上げ、御冥福を心から祈  
申し上げます。

中田さんは、世界の平和、そしてカンボジア平和に身も心もささげた、真に勇気ある日本男爵でありました。日本のPKO派遣が決まる前までありました。カンボジアでボランティアとして活動を始め、「政府も人を送ってください。それまでは僕たが頑張りますから。」とカンボジアを訪れた閻錦

に語ったと言われております。彼の死をむだだ  
ないために、カンボジアに平和が訪れるまで、  
N T A C の構成国として、立派に我が国として  
務めを果たすことが大切であると痛感するもの  
あります。（拍手）

私は、この年明け早々に、民社党のPKO課

とねらつて いるので あります。

PKOは、多かれ少なかれ何らかのリスクを伴うものであります。文民もボランティアも、軍人が保護してくれて初めて立派に活動できるのであります。世界の国々が軍人を派遣して、カンボジアの平和を確かなものにするために危険を承知で頑張っている中で、文民だ、休職出向だ、別組織だなどと叫んでいるのは、現実離れの一国平和主義と言ふべきであります。(拍手)

内容は余りにもお粗末であります。隊員は、日本から持ち込んだカッパ・ラーメンで空腹を満たしております。ところが、部隊の宿営地の周辺には新鮮な野菜が安く豊富にあり、住民が売りに来ていますが、食料のすべては UNTAC 支給というしゃくし定規の規定で、ノンバンから運ばれてきた半ば傷みかけている野菜を自衛隊は調理しているのであります。

また、関係省庁の非協力を指摘したい。  
通産省は、武器輸出三原則を盾に、部隊のすべての装備に国外持ち出しの中請書類を作成させております。小銃からトラック、ブルドーザーまで個々の書類がなぜ必要なんでしょうか。政府派団の自衛隊が武器輸出三原則で厳重監視の必要があるのであります。

さらに、派遣隊員はパスポートの持参を求められております。部隊派遣でありながら、身分証明書

国連平和維持活動の意義を強調し、派遣隊員に献身的努力を求めるだけではなく、みずからこれらの方の待遇を改善すべきであります。それは、PKO活動に対する國家の評価のあらわれでもあります。

一方、政府の対応は、官僚主義による現地の実情無視、法律解釈論的な対応に終始し、自衛隊派遣を追及する反対論者の批判、攻撃を避けることにしてしか対応がなく、このため、万事が法律論的空論に走り、このため、派遣された自衛隊員にむだな努力を強いております。

この政府の対応の誤りは、PKO協力法による実施計画ですべて自衛隊の活動を縛り、その都度実施計画の変更、修正を閣議決定に持ち込んでいたる始末であります。例えば、現地の自衛隊から応じられない、また、他国の軍隊が急病で自衛隊の医者の診断を求めても即応できない。このようないかんきな人道的措置を現地指揮官に裁量権がない。他国に水を補給してもいいとの閣議決定は、昨年十一月四日に現地指揮官から国際平和協力法の司令部に要請、同十二月十一日にやっと決定をしておられます。つまり、水一杯他国に補給する事になります。つまり、一ヵ月余の日時と東京－カンボジア間の連絡を必要としているのであります。

このような非現実的な対応の典型は、UNTACに対する幕僚派遣と武器使用である。現在、UNTAGの司令部に自衛隊は幕僚を派遣していない。それは、凍結されているPKFに抵触のおそれがあるとの解釈のためで、その結果、自衛隊はUNTAGの決定をうのみにするだけであります。

私は、現地の隊員と食事をともにしたが、その

想以外の何物でもありません。

これから五月の総選挙実施に伴い、自衛隊によつて投票箱の輸送がUN TACから要請されましよう。そうなれば、現地の様子から緊張が高まり、投票箱の輸送妨害も起つり得る。望ましくないところだが、武器使用の事態が皆無とは言い切れない。PKO法案審議の際、政府は、武器使用は個人の正当防衛権の行使に限定し、隊員個人に武器を使用の判断を求め、部隊指揮官に武器使用の命令権を認めていない。しかし、集団行動に指揮は当然必要で、指揮官なき部隊は存在しない。この際、部隊として行動中の武器使用は指揮官の指揮のもとに行つうと明確にすべきでありましょう。

また、投票箱の輸送には他国の軍隊、つまりPKOの護衛が行わればましよう。護衛してくれていてるPKOとは当然のことながら一体の関係であるから、万一にも護送中に不測の事態が生じ、PKOが応戦するようなときは、自衛隊は協力しながら投票箱を輸送するのが当然と考えます。政府は、危険なときは引き揚げる、危険なことはしないといつて繰り返してきたが、現地の状況は、このようない方的な建前だけでは過ごせない。PKO派遣の自衛隊といえども、安全に任務を果たすためには、他のPKOとの協力が必要であることを明確にするべきであります。丸腰であることの危険は、抜本的に中田青年の不幸が何よりも大きな教訓となつてしまつてはありませんか。

また、派遣隊員と家族間の通信連絡に対応する配慮がない。国家的事業であるPKO派遣に従事している隊員の家族が、現地の父や子に出す郵便料金の無料措置が図られなかつたのか。電話は優遇料金を設定できなかつたのか。

また、国連平和維持活動に参加している公務員は、自衛隊のほか警察官、地方公務員がおりますが、これらの人たちに対する派遣手当がどのようになつてゐるのか、国民に明確にされていない。例えば、自衛隊員は一日一万六千円から二万円の範囲で支給されるというが、休日や病氣で作業参加できない日は支給されない。日本と異なる気候、さらに危険を伴う生活環境の中で、休日ともいつてもただ作業を中心としているだけで、夜間外出禁止など生活そのものは二十四時間緊張状態となる。高溫多湿の現地で、体調を崩して作業ができないければ手当を支給しないといふ非人間的な位置を放置していいのであるうか。通常、海外公派手当とは、派遣された日から帰国までの日数が支給の対象となる。現に、外交官手当や民間の在外勤務手当は休日も支給対象としているではないか。また、近く派遣されるモザンビークでの手当の金額とカンボジアでの手当とがなぜ違つていて、その根拠は不透明であります。

ムに沸き返つております。中央市場は、日用品はもとより、高いインフレ率のために、自國の通貨を持つよりも貴金属にかかるため、大変なにぎわいがあります。それでいて、ほとんど盜難の心配もなく、平和そのものであります。デルタ地帯の運ぶのどかな風景を見ているとき、停戦と選挙権を妨害する一団のテロさえいなければと思う気持ちでいっぱいです。

UNTACは、必ず文民政権の樹立を協定どおりなし遂げてくれる信じております。問題は、政府樹立後であります。政権を維持するに必要な統治能力について、それを確立するにはしばらくの時間が必要であると見なければなりません。正統の選挙された政権ができた以上は、いずれNTACは引き揚げることは当然ですが、その政権が安定するまではしばらくは、経済と治安維持のために国連の後ろ盾を必要とする見ると見るが、かがであります。

また、この国に行って気にかかるのは、シーアーク戦下の存在であります。彼は、国民から大きな尊敬を受けている。なればこそ、彼の存在が気にかかります。彼は、ロン・ノル政権を倒すために北京に飛びクメール・ルージュと組み、ブル・ボト派のもとに身を任せ、その身边が危なくなると再び北京に身を寄せ、今回再び四派協定ブノンベンに戻りましたが、自分の意のままにならぬればUNTACさえ非難して、さっさと北京を逃れる態度が心配であります。

きのうときょうどく、そのときどきに言動は変化し、過日は朝鮮民主主義人民共和国に飛んで、核拡散防止条約を脱退したことを評価して、国連加盟国の善意に水をかけてまいりました。国連のUNTACについてのカンボジアであり、みずからを殿下と呼ばせながら、この態度と行動はわかりづらく、国際常識にもとるものと思い、この国の将来に暗い影を落としはせぬかと今なお心配されるが、いかがでありますよう。答えていくことを承知しつつ、一言述べて、私の質問を終わります。ありがとうございました。(拍手)

た点もござりますけれども、十分これは今後にわ  
たって注意をいたすべきだと思います。

今度、いよいよ選挙になりますと、自衛隊が投票  
箱を輸送するということも、これも選挙関連物  
資の輸送ということになりますから、あり得る  
ことかと思います。その場合には、フランスの歩  
兵部隊がタケオ州を管轄しておりますから、適切  
な協力をしてもらい、こちらも行うことが大事と  
思います。

武器につきましても、何分にも、日本人が武器  
を持って海外に出るとのこと、それも組織として

〔國務大臣武藤嘉文君登壇〕  
○國務大臣(武藤嘉文君) 塚本議員にお答えをいたします。

私の場合はパスポートの件だと思いますが、これは一般的にどこの国でも、入国をさせる場合にはパスポートを必要とするのは国際的慣行だと思うのでござります。しかし、こういう場合は特別ではないかということになりますが、やはりそういう点で国際的慣行を守らざるを得ないという形でやつておりますが、今後、パスポートの発給あるいは現地における出入国が迅速にかつ簡

いろいろと御配慮をいただきましたことを心から感謝を申し上げまして、答弁とさせていただきます。ありがとうございます。(拍手)

〔國務大臣河野洋平君登壇〕

○内閣総理大臣（宮澤喜一君）現実に現地を御視察の上で、大所高所かつ御質問を、「ただいま」

から、法律でいえば、やはり通商産業大臣の武器三原則によりまして貿易命令の許可を受けると、う

(拍手) ろは改善していきたい、こう考えております。

で派遣を見送つたものではないと承知をいたしております。

この法律の成立の過程におきまして、国会で長時間議論されたことは、いろいろな角度から御質問があり、御審議があり、また法案の修正も行われました。そのような経緯もございまして、また、何分にも、我が国が我々の同胞を海外にこのような目的で出でてもらうという最初の、戦後初めての経験でございましょうから、いろいろな意味で、何と申しますか、どちらかといふとがんじがらめといいますか、そういう法の書き方あるいは法の運用になつておりまることは、これは、私は否定のできないところであります。

けれども、それもどうもおかしいことではないいかと思います。今までこういうことを予想していなかつたのですから、現行の法規の中でそういう処理をしたということにございましょう。しかし、これはやはり一つの、いろいろなことがしゃくし定規で困るじゃないかという例とておっしゃいましたこととして承ります。

いずれにしても、初めてのことございましたので、これから実施につきまして、十分、行きました人たちの経験も聞きながら、改めるべき

○國務大臣（中山利生君）　ただいま塙本先生から、カンボジア派遣の隊員の業務の遂行につきまして、貴重な御提案をいただきました。かねがね、自衛隊あるいは国際平和協力隊の諸君につきましては大変御心配、御配慮をいただいておりまして、心から御礼を申し上げたいと思ひますが、防衛省といたしましては、国会で決めていただきました今回の諸法規、この趣旨を踏まけて、例えば、御質問にありました武器使用等につきましても、平和協力法第二十四条第三項、こ

かい御配慮といいますか、いろいろと後指摘をいたしました。

初めのことばでござりますので、幾つか思い違い  
もあつたと思ひますが、あのようには何度も実施計  
画あるいは実施要領を書きかえなければならぬと  
いうことは、やはりこれは最初であるとはいえ  
厳しくいろいろ書き過ぎておつたのであるうと申  
います。御指摘のように水を分けられないとか、  
医者が診断をできないとかいう現実のことが起  
りまして、一年近くの間やつてみて、利口になら

とにかく、シアヌーク陛下ならばみんなが一応その下に集まるという、そのような環境になつてお働きになることを心から祈念をいたしております。(拍手)

「さいまして御支援をいただいてるわけであります。我々いたしましても、その御趣旨のうどて隊員の待遇改善ができないものかと、うことで、大変努力をしてまいりました。しかし、やはり外交官手当よりも現行の制度の方がまだ処遇的には上回っているという結論に達しました。現在のところ、現行のままで行かざるを得ないという結論に達したわけであります。

きましても、でき得る限りの工夫を凝らすつも  
であります。  
また手当の問題でござりますが、国際平和協  
法第十六条は「国際平和協力手当」を定めており  
ます。その派遣先国の勤務環境及び国際平和協力  
業務の特質にかんがみまして支給される特殊勤務  
手当は、法律上、国際平和協力業務に従事したと  
て支給されるいわば実績給となつております。

—



平成四年度一般会計予備費使用総調書及び各省各厅所管使用調書(その1)(承諾を求めるの件)平成四年度特別会計予算総則第十四条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書(その1)(承諾を求めるの件)

(答弁書受領)

一、昨二十七日、内閣から次の答弁書を受領した。  
衆議院議員長谷百合子君提出リニアモーターカー山梨実験線に関する質問に対する答弁書

平成五年三月二十三日提出

質問 第九号

提出者 長谷百合子  
リニアモーターカー山梨実験線に関する質問

リニアモーターカー山梨実験線に関する質問主意書

一、一九九一年十月三日リニアモーターカー宮崎実験線の実験用車両は全焼した。このことは、それ自体がリニアモーターカーの危険性を良くあらわしたものと思われるが、この原因についての調査報告の内容には不十分な点、また、不明な問題点が存在する。

事故原因をはじめ電磁波を遮断する方法や、不燃材についてなど、基本的なことがらを明らかにしないまま、新車両による実験、及び山梨実験線ルートのトンネル工事等を推し進めるとは、予測の使い方においても、世論の理解を得るには問題が大きいのではないか。真に実現の可能性の高い計画であるのかどうか、山梨実験線ルートの沿線住民や地権者の方々をはじめ、広く国民全体の疑惑が大きくなりうるところである。

二、電磁波の人体に対する影響について、リニアモーターカー山梨実験線では車内の床から二百ガウスの発生が報告されていたが、山梨県のリニア推進局は、「遮蔽材は既に完成した」と言つて、国会において決定し、予算を付けたものにつ

いては、國民に説明する義務がある。実験をする前に、リニアモーターカーに関するすべての情報を公開し誰でもが検討し議論しあえるようにすべきである。さもなければこの巨大なプロジェクトは莫大な国費予算の無駄使いになりかねない。

一、一九九一年十月三日のリニアモーターカー宮崎実験線での全焼事故の後、翌年三月二十五日に宮崎実験線車両火災対策委員会により作成された報告書によると、車両火災の概況、2、1概要(3)発生状況、の中で「十四時五十九分、三名を車両に乗車させたまま、車上から常時監視を継続させつつ、設定速度三十キロメートル/時で回送が始められた。しかし、速度超過(一一キロメートル/時)が生じたので、緊急停止させた。」とある。

この設定速度の四倍を超える速さになつたという事実は、言ひ替えれば「暴走」と見られるものである。

① この原因はなにか。

② この点が不明であるということは、再度暴走の危険をはらんだままだといふことであり、リニアモーターカーの実現性は疑わしいということにならないか。

二、前回平成三年五月七日提出の質問第一三号の三の3の回答で「ボーリング調査は、トンネル区間の地点及び主な構造物の設置が予定される地点において四十二本実施された。」とあるが、

① そのボーリング調査の行われた一本一本の調査は何年何月何日であったか。

② その柱状図は存在するのか。

③ このボーリング調査について現在まで資料

① その遮蔽材とは材料は何なのか。

② また、どのような形状で車体に組み込むのか。

③ 床においての磁場が何ガウス以下なら遮蔽したと考えるか。

④ そしてまた、電磁波を遮断したという根拠となるデータを示して頂きたい。

⑤ リニアモーターカーから発生する変動磁場の生体に対する影響を把握しているか。

⑥ この変動磁場の発生が人体に悪影響を及ぼさないという証明が出来るか。

⑦ ドイツで作られたりニアモーターカー電磁波が外に出ない形になっているが日本のものは外に向かつてむき出しなっている。この考え方の違いは何か。

⑧ トunnel突入時の衝撃が大きく、騒音について、何ホン以上の音が出たら実用化出来ないと判断するか。

⑨ 電磁波の人体に対する悪影響について、T.I.M.E誌一九九二年十月二十六日号は、スウェーデンのカロリンス研究所の高压電線付近の五十万人を対象にした調査研究を掲載している。それによると、白血病の発生率が一ミリ・ガウス以下の電磁界を常に受けている子供に対して、二ミリ・ガウスの電磁界にさらされている子供は、その危険性が三倍になります。三ミリ・ガウスの電磁界にさらされている子供は、その危険性が四倍になると報告している。

この調査研究に基づけば二ミリ・ガウス以上の電磁波は人体に悪影響があると判断出来ると思われるが、リニアモーターカー山梨実験線がこれ以上の電磁波を沿線に発生させるとするならば、悪影響は避けられない。その場合でも実用化しうるか。

⑩ 行走中、超電導磁石が突然磁力を失つてしまつというクエンチ現象が何時間に一回に収まれば実用化出来ると判断するか。

⑪ 安全性を追求した結果、車体が重くなり、使用電力が増大して、新幹線の三倍では收まら

なくなってしまった場合でも実用可能と考えるか。

⑥ スレ違い時、スピードを出すことが危険であることが判明した場合、いかなる方法で対処していくことが出来るか。

六 リニアモーターカー山梨実験線のトンネル工事にさいして、現在までに使用した地盤凝固剤の薬品名、そして、今後使用を予定している薬品は何という名か。

七 宮崎実験線での炎上事故により、山梨県民特に山梨実験線沿線住民のリニアモーターカーに対する不安は大幅に増大した。再検討がなされて当然のことと考えられる。

① 利便性のみを宣伝するのではなく、その問題点も正確に住民に伝えた上で改めて住民に意志を問うべきであると考えられるが、そのつもりはないのか。

② 地権者及び沿線住民の考えを運輸省が直接聞く場を作る考えはないか。

③ リニア実験線は運輸省の「超電導磁気浮上式鉄道検討委員会」が山梨を実験線建設地に選定したが、山梨における実験線沿線住民の反対意見を全く聞くことなく決定がなされた。その後、沿線住民はリニアモーターカーの危険性や騒音、電磁波公害などの事実を知るに及び、「一九九一年十一月二十一日放送の

NHKの番組『90年代山梨の選択』の世論調査においても五十二%が建設再検討を求めている。沿線の反対住民代表を右検討委員会に参加させて意見を聞く気はないか。

④ 宮崎実験線による実験は車両炎上事故により大幅に遅れてしまった。この期間に積み重ねられ、本来なら次の実験前に揃うべき必要なデータも出ないうち、山梨に実験線を建設するのは実用化出来ることの根拠を欠いている。すなわち、この一年余りのブランクの

進むというステップを踏むべきであると思われるがその考えはないか。

⑤ さらに、地元の根強い反対と費用の膨大さによって山梨実験線は距離を半分に短縮する計画であるという。このことによって実験内容はどの点が縮小したのか。

⑥ この短縮線で実用化に向けた本格的な実験が可能なのか。

⑦ また、今後事故等により、実験の継続され大いなる税金の無駄となることが判明する時、工事中止を決定するのはどの機関などのような手続きによるのか。

右質問する。

内閣衆質一二六第九号

平成五年四月二十七日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

衆議院議員長谷百合子君提出リニアモーターカー山梨実験線に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員長谷百合子君提出リニアモーターカー山梨実験線に関する質問に対する

一について

御指摘の原因については、車両の速度が実際の速度より遅いものと検知されたため、設定速度を確保しようとして推力が増加した点にあつたということが明らかとなつており、今後は同様の事象が起こらない方法を用いることとしているため、問題はないと考えている。

答弁書

衆議院議員長谷百合子君提出リニアモーターカー山梨実験線に関する質問に対する

二について

御指摘の原因については、車両の速度が実際の速度より遅いものと検知されたため、設定速度を確保しようとして推力が増加した点にあつたということが明らかとなつており、今後は同様の事象が起こらない方法を用いることとしているため、問題はないと考えている。

二の①について

ボーリング調査は、昭和六十三年度から平成

二年度までに実施したと聞いている。

二の②及び③について

建設工事におけるボーリング調査の結果は、

専門的な見地から構造物の設計及びその施工の安全性の確認と実験の成果を得てから次へ

ために利用されるものであるので、柱状図等の内容については、公開されていない。

三の①から④までについて

山梨実験線の車両においては、鉄を使用して客室及び通路を遮蔽することとしており、また、実物大の車両模型における実験等によれば、客室内の磁场が人体等に与える影響は日常的に存在する磁场によるものと同程度である。

特に問題はないと考えている。

三の⑥及び⑦並びに五の③について

山梨実験線における変動磁场が人体等に与える影響は、日常的に存在する磁场によるものと同程度であり、特に問題はないと考えている。

三の⑦について

両者の構造の違いは、浮上方式についての設計上の違いであり、電磁波による人体等に対する影響とは関係ないと考えている。

四の①について

財团法人鉄道総合技術研究所は、シヨウジョウ、ウベエ等を用いた動物実験等を行ってきていた。

財团法人電力中央研究所は、ヒビを用いた商用周波電磁界の影響の調査等を行ってきていた。

四の②及び③について

財团法人鉄道総合技術研究所は東京慈恵会医科大学と共同研究を実施しているところであり、山梨県は山梨大学及び山梨医科大学の協力を得て設けた「リニア技術開発問題研究協議会」において研究を実施しているところであると聞いている。

五の②について

御指摘の騒音については、トンネルの入り口に設けられるトンネル緩衝工等により、対策を講ずることとしている。

五の④について

クエンチ現象の主な原因是明らかになつておらず、必要な対策を講ずることにより問題が生じない技術開発を進めることとしている。

四の④及び⑤について

電界強度については、電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令(昭和四十年通商産業省令第六十一号)において、特別高圧架空電線路は、地表上一メートルにおける電界強度が三十

ボルト/センチメートル以下となるように施

設することとされており、西群馬幹線についても地表上一メートルにおける電界強度を測定し、当該基準に適合していることを確認している。

四の⑥について

理論的には、電磁界強度がゼロになるのは無限遠である。

四の⑦及び⑧について

東京電力株式会社が百万ボルト送電線について送電可能な最大熱容量時の電流(約五千六百アンペア)を想定して行った試算によれば、地上高四十二メートルの送電線下で約〇・一二ガウス、線下から一百メートルの地点で約〇・一二ガウス、線下から二百メートルの地点で約〇・二〇〇四ガウスとなつてている。

なお、磁界強度が天候、気温、湿度及び電圧によって変化することはない。

五の①について

異なる変電所のき電区域の境界を車両が通過する場合については、宮崎実験線における実験及びコンピューターを用いたシミュレーションの結果により、技術的には問題がないことが確認されている。

五の②について

御指摘の騒音については、トンネルの入り口に設けられるトンネル緩衝工等により、対策を講ずることとしている。

五の④について

クエンチ現象の主な原因是明らかになつておらず、必要な対策を講ずることにより問題が生じない技術開発を進めることとしている。

五の⑤について

御指摘の点については、技術開発等により、対応していくこととしている。

五の⑥について

クエンチ現象の主な原因是明らかになつておらず、必要な対策を講ずることにより問題が生じない技術開発を進めることとしている。

五の⑦について

電界強度については、電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)に基づく電気設備に関する技術基準を定める省令(昭和四十年通商産業省令第六十一号)において、特別高圧架空電線

路は、地表上一メートルにおける電界強度が三十ボルト/センチメートル以下となるよう施設する」とされており、西群馬幹線についても地表上一メートルにおける電界強度を測定し、当該基準に適合していることを確認している。

六について  
山梨実験線のトンネル工事に際しては、現在までに地盤凝固材は使用しておらず、今後使用する予定もない。

七の①から③までについて  
財団法人鉄道総合技術研究所、東海旅客鉄道株式会社及び日本鉄道建設公団は、地元説明会を通して、沿線の住民に説明し、地権者及び沿線の住民の意見を聴取しており、おおむねその理解が得られていると聞いている。

七の④について

宮崎実験線における実験については、新車両が完成するまでの間、旧車両を用いて実験を行っており、特に問題はないと考えている。

七の⑤及び⑥について

実験を早期に開始するために設定した山梨実験線の先行工事区間ににおいて、長期耐久性試験の一部は行えないものの、平成九年度までに実用化のめどを立てるための実験は可能であると考えている。

七の⑦について

山梨実験線での実験については、事故等が起

商法等の一部を改正する法律案

右  
国会に提出する。

平成五年三月九日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

商法等の一部を改正する法律案

(商法の一部改正)

第一条 商法(明治三十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二百六十七条第四項中「前二項」を「第二項」又ハ第三項に改め、同条第三項の次に次の二項を加える。

十 第三百八条ノ別段ノ定アルトキハ其ノ規

前二項ノ訴ハ訴訟ノ目的ノ額額ノ算定ニ付ハ財産權上ノ請求ニ非ザル請求ニ係ル訴ト看做ス

第二百六十八条ノ二第一項中「第二百六十七條第二項」の下に「又ハ第三項」を「場合ニ於テ」の下に「其ノ訴訟ヲ行フニ必要ト認ムベキ費用ニシテ訴訟費用ニ非ザルモノヲ支出シタルトキ又ハ」を「対シ」の下に「其ノ費用ノ額ノ範囲内又ハ」を加える。

第二百七十三条第一項中「二年」を「三年」に改める。  
第二百九十三条ノ六第一項中「十分ノ一」を「百分ノ三」に改める。

第二百九十七条を次のように改める。

第二百九十七条 条債ヲ募集スルニハ会社ハ社債管理会社ヲ定メ社債權者ノ為ニ弁済ノ受領、債權ノ保全其ノ他ノ社債ノ管理ヲ為スベキコトヲ委託スルコトヲ要ス但シ各社債ノ金額ガ一億円ヲ下ラザル場合又ハ社債ノ總額ヲ社債ノ最低額ヲ以テ除シタル數ガ五十ヲ下ル場合ハ此ノ限ニ在ラズ。

第二百九十七条の次に次の二条を加える。

第二百九十七条ノ二 銀行、信託会社又ハ担保附社債信託法第五条ノ免許ヲ受ケタル会社ニ非ザレバ社債管理会社タルコトヲ得ズ。

第二百九十七条ノ三 社債管理会社ハ社債權者ノ為ニ公平且誠実ニ社債ノ管理ヲ為スコトヲ要ス。

社債管理会社ハ社債權者ニ對シ善良ナル管理者ノ注意ヲ以テ社債ノ管理ヲ為ス義務ヲ負フ

第二百九十九条第一項を削る。

第三百一条第二項第一号中「会社」の下に「及

社債管理会社」を加え、同項第九号から第十四号までを次のように改める。

九 第三百四条ノ規定ニ依リ社債ヲ發行スルトキハ其ノ旨及各会社ノ負担部分

第二百六十七条第四項中「前二項」を「第二項」又ハ第三項に改め、同条第三項の次に次の二項を加える。

十一乃至十四 削除

第三百一条第二項第十五号中「前号ノ会社ガ」を削り、「トキハ其ノ旨」を「者アルトキハ其ノ総額ニ達セザルトキト雖モ社債ヲ成立セシ氏名」に改め、同項の次に次の二項を加える。

社債ノ応募額ガ社債申込証ニ記載シタル社債ム旨ヲ社債申込証ニ記載シタルトキハ其ノ応募額ヲ以テ社債ノ総額トス。

第三百二条後段を削る。

第三百四条を次のように改める。

第三百四条 会社ハ合同シテ社債ヲ發行スルコトヲ得

第三百六条第二項中「第十四号」を「第十号」に改める。

第三百八条中「社債權者ハ」の下に「別段ノ定アル場合ヲ除クノ外」を加え、同条ただし書きを削る。

第三百九条第一項中「社債募集ノ委託ヲ受ケタル会社」を「社債管理会社」に、「社債ノ償還ヲ受クルニ」を「弁済ヲ受ケ又ハ債權ノ實現ヲ保全スルニ」に改め、同条第二項中「前項ノ会社ガ社債ノ償還」を「社債管理会社ガ弁済ニ改め、同条第三項中「償還額」の下に「利札ト引換ニ受クルニ」を「弁済ヲ受ケ又ハ債權ノ實現ヲ保全スルニ」に改め、同条の次に次の四条を加える。

第三百九条ノ二 社債管理会社ガ左ノ行為ヲ為スニハ社債權者集会ノ決議ニ依ルコトヲ要ス

二 前条第一項ノ行為ヲ除クノ外總社債ニ付一 総社債ニ付为ス支払ノ猶予、不履行ニ因リテ生ジタル責任ノ免除又ハ和解

三 前条第一項ノ行為ヲ除クノ外總社債ニ付一 総社債ニ付为ス支払ノ猶予、不履行ニ因リテ生ジタル責任ノ免除又ハ和解

四 前条第一項ノ行為ヲ除クノ外總社債ニ付一 総社債ニ付为ス支払ノ猶予、不履行ニ因リテ生ジタル責任ノ免除又ハ和解

五 前条第一項ノ行為ヲ除クノ外總社債ニ付一 総社債ニ付为ス支払ノ猶予、不履行ニ因リテ生ジタル責任ノ免除又ハ和解

六 前条第一項ノ行為ヲ除クノ外總社債ニ付一 総社債ニ付为ス支払ノ猶予、不履行ニ因リテ生ジタル責任ノ免除又ハ和解

七 前条第一項ノ行為ヲ除クノ外總社債ニ付一 総社債ニ付为ス支払ノ猶予、不履行ニ因リテ生ジタル責任ノ免除又ハ和解

八 前条第一項ノ行為ヲ除クノ外總社債ニ付一 総社債ニ付为ス支払ノ猶予、不履行ニ因リテ生ジタル責任ノ免除又ハ和解

九 前条第一項ノ行為ヲ除クノ外總社債ニ付一 総社債ニ付为ス支払ノ猶予、不履行ニ因リテ生ジタル責任ノ免除又ハ和解

十 前条第一項ノ行為ヲ除クノ外總社債ニ付一 総社債ニ付为ス支払ノ猶予、不履行ニ因リテ生ジタル責任ノ免除又ハ和解

十一 前条第一項ノ行為ヲ除クノ外總社債ニ付一 総社債ニ付为ス支払ノ猶予、不履行ニ因リテ生ジタル責任ノ免除又ハ和解

十二 前条第一項ノ行為ヲ除クノ外總社債ニ付一 総社債ニ付为ス支払ノ猶予、不履行ニ因リテ生ジタル責任ノ免除又ハ和解

十三 前条第一項ノ行為ヲ除クノ外總社債ニ付一 総社債ニ付为ス支払ノ猶予、不履行ニ因リテ生ジタル責任ノ免除又ハ和解

調査スルコトヲ得

第三百九条ノ四 社債權者ト社債管理会社トノ利益相反スル場合ニ於テ社債權者ノ為ニ裁判上又は裁判外ノ行為ヲ為ス必要アルトキハ裁判所ハ社債權者集会ノ請求ニ依リ特別代理人ヲ選任スルコトヲ要ス

第三百九条ノ五 社債管理会社又ハ前条ノ特別代理人ガ社債權者ノ為ニ裁判上又ハ裁判外ノ行為ヲ為ス場合ニ於テハ各別ニ社債權者ヲ表示スルコトヲ要セズ

第三百十条中「社債募集ノ委託ヲ受ケタル会社」を「社債管理会社」に改める。

第三百十一条中「社債募集ノ委託ヲ受ケタル会社」を「社債管理会社ガ本法又ハ社債管理会社」に、「償還額」を「弁済額」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第三百十一条第一項中「社債管理会社」に、「社債管理会社」を「社債管理会社」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第三百十二条中「社債募集ノ委託ヲ受ケタル会社」を「社債管理会社」に、「社債ノ償還ヲ受クルニ」を「弁済ヲ受ケ又ハ債權ノ實現ヲ保全スルニ」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第三百十三条中「社債管理会社ガ自己ノ債權ニ付社債ヲ發行シタル会社」を「社債管理会社」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第三百十四条中「社債管理会社ガ左ノ行為ヲ為スニハ社債權者ニ對シ連帶シテ其ノ社債管理会社ハ社債權者ニ對シ損害賠償ノ責ニ任ズ

第三百十五条中「社債管理会社ハ社債權者ニ付社債ヲ發行シタル会社」を「社債管理会社ガ自己ノ債權ニ付社債ヲ發行シタル会社」に改め、同条の次に次の二条を加える。

第三百十六条中「社債管理会社ガ左ノ行為ヲ為スニハ社債權者ニ對シ損害賠償ノ責ニ任ズ

第三百十七条中「社債管理会社ガ左ノ行為ヲ為スニハ社債權者ニ對シ損害賠償ノ責ニ任ズ

第三百十八条中「社債管理会社ガ左ノ行為ヲ為スニハ社債權者ニ對シ損害賠償ノ責ニ任ズ

第三百十九条中「社債管理会社ガ左ノ行為ヲ為スニハ社債權者ニ對シ損害賠償ノ責ニ任ズ

第三百二十条中「社債管理会社ガ左ノ行為ヲ為スニハ社債權者ニ對シ損害賠償ノ責ニ任ズ

第三百二十一条中「社債管理会社ガ左ノ行為ヲ為スニハ社債權者ニ對シ損害賠償ノ責ニ任ズ

第三百二十二条中「社債管理会社ガ左ノ行為ヲ為スニハ社債權者ニ對シ損害賠償ノ責ニ任ズ

第三百二十三条中「社債管理会社ガ左ノ行為ヲ為スニハ社債權者ニ對シ損害賠償ノ責ニ任ズ

第三百二十四条中「社債管理会社ガ左ノ行為ヲ為スニハ社債權者ニ對シ損害賠償ノ責ニ任ズ

第三百二十五条中「社債管理会社ガ左ノ行為ヲ為スニハ社債權者ニ對シ損害賠償ノ責ニ任ズ

第三百二十六条中「社債管理会社ガ左ノ行為ヲ為スニハ社債權者ニ對シ損害賠償ノ責ニ任ズ

第三百二十七条中「社債管理会社ガ左ノ行為ヲ為スニハ社債權者ニ對シ損害賠償ノ責ニ任ズ

第三百二十八条中「社債管理会社ガ左ノ行為ヲ為スニハ社債權者ニ對シ損害賠償ノ責ニ任ズ

第三百二十九条中「社債管理会社ガ左ノ行為ヲ為スニハ社債權者ニ對シ損害賠償ノ責ニ任ズ



監査役は、前条第一項の監査報告書の調査その他の監査を終えたときは、監査役会に対し、第三項各号に掲げる事項について報告しなければならない。

第十六条第一項前段中「各監査役」を「監査役会」に改め、「旨の記載」の下に「(各監査役の意見の付記を含む。)」を加える。

第十七条第一項中「監査役」を「監査役会又は監査役」に改める。

第十八条第一項中「一人以上」を「三人以上で、そのうち一人以上は、その就任の前五年間会社又はその子会社の取締役又は支配人その他の使用人でなかつた者」に改め、同条の次に次の三条を加える。

(監査役会の組織等)

第十九条の二 会社にあつては、監査役の全員で監査役会を組織する。

2 監査役会は、この法律に定める権限を有するほか、その決議をもつて、監査の方針、会社の業務及び財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項を定めることができる。ただし、監査役の権限の行使を妨げることはできない。

3 監査役は、監査役会の求めがあるときは、いつでもその職務の執行の状況を監査役会に報告しなければならない。

(監査役会の決議方法等)

第十九条の三 監査役会の決議は、監査役の過半数をもつて行う。ただし、第六条の二第一項の決議は、監査役の全員一致をもつて行う。

2 商法第二百五十九条第一項本文、第二百五十九条ノ一、第二百五十九条ノ三及び第二百六十条ノ四の規定は、監査役会について準用する。この場合において、同法第二百五十九条第一項本文中「各取締役」とあるのは「各監査役」と、同法第二百五十九条ノ二中「各取締役及各監査役」とあるのは「各監査役」である。

第三条 担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第二百五十九条ノ三及び第二百六十条ノ四第一項第一号中「第三十五条规定の事項」を削除。

(担保附社債信託法の一部改正)

二項中「取締役及監査役」とあるのは「監査役」と読み替えるものとする。

(監査役の損害賠償責任)

第十八条の四 商法第二百六十六条第二項及び第三項の規定は、監査役のした行為につき同法第二百七十七条の規定を適用する場合又は同法第二百八十条第一項の規定により同法第二百六十六条ノ三第一項の規定を準用する場合において、その監査役のした行為が監査役会の決議に基づいてされたときについて準用する。

2 商法第二百六十六条ノ三第二項及び第三項の規定は、監査役が第十四条第二項の監査報告書に記載すべき重要な事項につき虚偽の記載をした場合について準用する。

第十九条の見出しを「(商法の特例等)」に改め、同条中「商法」の下に「第二百八十一条第二項」を加え、同条を同条第二項とし、同条に第二項として次の一項を加える。

会社に関する商法第二百三十八条、第二百七十四条ノ二並びに第四百二十条第一項及び第二項の規定の適用については、これらの規定中「監査役」とあるのは、「監査役会」とする。

第三十条第一項第三号中「第七条第一項」の下に「第十九条の三第二項において準用する商法第二百六十条ノ四第四項」を加え、同項第六号中「第二百八十二条第一項」の下に「第十九条の三第二項において準用する同法第二百六十条ノ四第三項」を加え、同項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号の次に次の一号を加える。

十一 第十九条第一項の規定に違反して、同項に規定する者に該当する者を監査役に任命しなかつたとき。

十二 第十九条第一項第一号を次のように改める。

第一項第一号を削り、同項第四号第一項第一号を同項第五号とする。

十三 第十九条第一項第一号を次のように改める。

第一項第一号を削り、同項第六号及び第七号を次のように改める。

六及七 削除

第十九条第一項第一号中「若ハ其ノ謄本及び若ハ謄写」を削り、「場所」の下に「並ニ其ノ謄本又ハ抄本ノ交付ヲ為スベキ方法」を加え、同項第一号中「第十九条第九号」及び第十号を「第十九条第九号」に改め、同項第二号中「第三十五条第二号、第四号及第五号」を

第一条に後段として次のように加える。

此ノ場合ニ於テハ其ノ信託会社ハ社債権者ノ為ニ社債ノ管理ヲ為ス

第十七条ノ規定ハ前項ノ場合ニハ之ヲ適用セズ  
第十五条第一項中「社債権者集会」の下に「(物

上担保付社債ノ社債権者集会ヲ謂フ以下同ジ)」  
ルトキハ其ノ事実」を「商法第三百四条ノ規定ニ依リ社債ヲ発行スルトキハ其ノ旨」に改める。

第二十条第二項中「其ノ原本ヲ」を削り、「其ノ謄本ヲ各支店ニ」を「之ヲ」に改める。

第二十一条中「信託証書」の原本又ハ謄本ハ」を削り、「社債応募者ノ請求アルトキハ」を「社債応募者ハ」に、「之ヲ閲覧又ハ謄写セシムベシ」を「前条ノ信託証書ノ閲覧ヲ求メ又ハ会社ノ定期料」を「前条ノ信託証書ノ閲覧ヲ求メ又ハ会社ノ定期料」に改める。

第二十二条第一項各号列記以外の部分を次のように改める。

物上担保付社債ノ社債申込証ニハ商法第三百一条第一項、第三百四十二条ノ三並びに第三百三十三条ノ二ニ掲載シタルモノ(社債管理会社ノ商号ヲ除ク)ノ外左ノ事項ヲ記載スベシ

第二十三条乃至第三十条 削除

第二十三条を削り、第三十三条ノ二を第三十二条とする。

第三十五条第一項第一号を削り、第三十三条ノ三を第三十二条とする。

第三十五条第一項第一号を削り、第三百四十二条第一項、第三百四十二条ノ三及第三百四十二条ノ二ニ掲載タルモノ(社債管理会社ノ商号ヲ除ク)ノ外」を加え、同条第一号を次のように改める。

六条第二項、第三百四十二条ノ三及第三百四十二条ノ二ニ掲載タルモノ(社債管理会社ノ商号ヲ除ク)ノ外」を加え、同条第一号を次のように改める。

第三十三条を削り、第三十三条ノ二を第三十二条とする。

第三十五条第一項第一号を削り、第三百四十二条ノ三及第三百四十二条ノ二ニ掲載タルモノ(社債管理会社ノ商号ヲ除ク)ノ外」を加え、同条第一号を次のように改める。

第三十五条第一項第一号を削り、同条第二号ノ二を第三十二条第三号を削り、同条第二号ノ二を第三十二条第三号とし、同条第四号及び第五号を削る。

第三十八条及第三十九条 削除

第三十五条第一項第一号を削り、同条第二号ノ二を第三十二条第三号とし、同条第四号及び第五号を削る。

第三十八条第一項第一号を削り、同项第四号第一項第一号を同項第五号とする。

第三十九条第一項第一号を次のように改める。

第一項第一号を削り、同項第六号及び第七号を次のように改める。

第三十九条第一項第一号を次のように改める。

第三十九条第一項第一号を削り、同項第六号及び第七号を次のように改める。

第三十九条第一項第一号を削り、同項第六号及び第七号を次のように改める。

第三十九条第一項第一号を削り、同項第六号及び第七号を次のように改める。

第三十九条第一項第一号を削り、同項第六号及び第七号を次のように改める。

同条第二項中「前項ニ」を「前項ノ社債申込証ニ

同項ニ」、「公告スベシ」を「記載スベシ」に改め、同項第四号

号」を「商法第三百一条第二項第三号乃至第八号」に改め、同項第五号

号」を「商法第三百一条第二項第三号乃至第八号」に改め、同項第六号

号」を「商法第三百一条第二項第三号乃至第八号」に改め、同項第七号

号」を「商法第三百一条第二項第三号乃至第八号」に改め、同項第八号

号」を「商法第三百一条第二項第三号乃至第八号」に改め、同項第九号

号」を「商法第三百一条第二項第三号乃至第八号」に改め、同項第十号

号」を「商法第三百一条第二項第三号乃至第八号」に改め、同項第十一号

号」を「商法第三百一条第二項第三号乃至第八号」に改め、同項第十二号

号」を「商法第三百一条第二項第三号乃至第八号」に改め、同項第十三号

号」を「商法第三百一条第二項第三号乃至第八号」に改め、同項第十四号

号」を「商法第三百一条第二項第三号乃至第八号」に改め、同項第十五号

号」を「商法第三百一条第二項第三号乃至第八号」に改め、同項第十六号

号」を「商法第三百一条第二項第三号乃至第八号」に改め、同項第十七号

号」を「商法第三百一条第二項第三号乃至第八号」に改め、同項第十八号

号」を「商法第三百一条第二項第三号乃至第八号」に改め、同項第十九号

号」を「商法第三百一条第二項第三号乃至第八号」に改め、同項第二十号

号」を「商法第三百一条第二項第三号乃至第八号」に改め、同項第二十一号

号」を「商法第三百一条第二項第三号乃至第八号」に改め、同項第二十二号

号」を「商法第三百一条第二項第三号乃至第八号」に改め、同項第二十三号

号」を「商法第三百一条第二項第三号乃至第八号」に改め、同項第二十四号

号」を「商法第三百一条第二項第三号乃至第八号」に改め、同項第二十五号

号」を「商法第三百一条第二項第三号乃至第八号」に改め、同項第二十六号

号」を「商法第三百一条第二項第三号乃至第八号」に改め、同項第二十七号

号」を「商法第三百一条第二項第三号乃至第八号」に改め、同項第二十八号

号」を「商法第三百一条第二項第三号乃至第八号」に改め、同項第二十九号

号」を「商法第三百一条第二項第三号乃至第八号」に改め、同項第三十号

号」を「商法第三百一条第二項第三号乃至第八号」に改め、同項第三十一号

号」を「商法第三百一条第二項第三号乃至第八号」に改め、同項第三十二号

号」を「商法第三百一条第二項第三号乃至第八号」に改め、同項第三十三号

号」を「商法第三百一条第二項第三号乃至第八号」に改め、同項第三十四号



(代表訴訟に関する経過措置)

この法律の施行前に商法第二百六十七条规定(第二項又は第三項(これらの規定を同法又は他の法律において準用する場合を含む。)の訴えが提起された場合においては、その訴訟の目的の価額の算定に関する場合は、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(監査役の任期に関する経過措置)

この法律の施行の際現に存する株式会社の監査役でこの法律の施行後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結前に在任するもの

の任期に関しては、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(旧社債に関する経過措置)

この法律の施行前に社債(担保付社債を除く。以下この条、次条及び附則第十四条において同じ。)の募集の決議があつた場合においては、その社債に関する経過措置

も、なお従前の例による。

(旧社債の社債権者集会に関する経過措置)

第六条 前条に規定する場合においても、この法律の施行後に招集手続が開始される社債の社債権者集会に関しては、同条の規定にかかわらず、改正後の商法第三百二十二条ノ一、第三百二十四条、第三百三十九条及び第三百三十九条の規定を適用する。この場合において、同条第二項及び第四項中「社債管理会社」とあるのは、「社債募集ノ委託ヲ受ケタル会社」とする。

(大企業の監査等に関する経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に存する株式会社で株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第二条各号の一に該当するものについては、改正後の株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の規定は、この法律の施行後最初に到来する決算期に関する定時総会の終結までの時までは、適用しない。

(旧担保付社債に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前に担保付社債について

信託契約が締結された場合においては、その担保付社債に関する経過措置

お従前の例による。ただし、信託証書の備考欄又は譲り受け及びその原本又は抄本の交付、受託会社に対する担保付社債の募集の委任並びにそれにより生じる受託会社の権能及び義務並びに受託会社及びそれ以外の者による担保付社債の総額の引受け並びにそれに伴う生じるこれらの者の権能及び義務については、この限りでない。

(旧担保付社債の分割発行に関する経過措置)

第九条 前条本文に規定する場合においても、この法律の施行前にその信託契約により社債の総額を数回に分けて発行することとされた担保付社債でこの法律の施行後に発行されるものに関しては、同条本文の規定にかかわらず、改正後の商法及び担保付社債信託法を適用する。

(旧担保付社債の社債権者集会に関する経過措置)

第十一条 附則第八条本文に規定する場合においても、この法律の施行後に招集手続が開始される担保付社債の社債権者集会に関しては、同条本文の規定にかかわらず、改正後の商法及び担保付社債信託法を適用する。

(旧担保付社債の期限の利益の喪失に関する経過措置)

第十四条 附則第五条の規定により従前の例によることとされる場合における社債に係る募集の委託を受ける者並びに社債権者集会に係る供託及び公告方法に関しては、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

(商法中改正法律施行法の一部改正に伴う経過措置)

第六十一条 「償還額」を「弁済額」に、「償還」を「弁済」に改める。

(商法中改正法律施行法の一部改正に伴う経過措置)

第六十二条 刪除

第六十三条 「償還額」を「弁済額」に、「償還」を「弁済」に改める。

(商法中改正法律施行法の一部改正に伴う経過措置)

第六十四条 附則第五条の規定により従前の例によることとされる場合における社債に係る募集の委託を受ける者並びに社債権者集会に係る供託及び公告方法に関しては、前条の規定の施行後も、なお従前の例による。

(商法中改正法律施行法の一部改正に伴う経過措置)

第六十五条 第五十六条を次のように改める。

第六十六条 刪除

第六十七条 商法中改正法律施行法(昭和十三年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第六十八条 第五十六条を次のように改める。

#### (商法中改正法律施行法の一部改正)

第六十三条 商法中改正法律施行法(昭和十三年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第六十四条 第五十六条を次のように改める。

第六十五条 第五十六条を次のように改める。

第六十六条 刪除

第六十七条 第五十六条を次のように改める。

第六十八条 第五十六条を次のように改める。

第六十九条 第五十六条を次のように改める。

第七十条 第五十六条を次のように改める。

第七十一条 第五十六条を次のように改める。

第七十二条 第五十六条を次のように改める。

第七十三条 第五十六条を次のように改める。

第七十四条 第五十六条を次のように改める。

第七十五条 第五十六条を次のように改める。

第七十六条 第五十六条を次のように改める。

第七十七条 第五十六条を次のように改める。

第七十八条 第五十六条を次のように改める。

第七十九条 第五十六条を次のように改める。

第八十条 第五十六条を次のように改める。

第八十一条 第五十六条を次のように改める。

第八十二条 第五十六条を次のように改める。

第八十三条 第五十六条を次のように改める。

第八十四条 第五十六条を次のように改める。

第八十五条 第五十六条を次のように改める。

第八十六条 第五十六条を次のように改める。

第八十七条 第五十六条を次のように改める。

第八十八条 第五十六条を次のように改める。

第八十九条 第五十六条を次のように改める。

第九十条 第五十六条を次のように改める。

第九十一条 第五十六条を次のように改める。

第九十二条 第五十六条を次のように改める。

第九十三条 第五十六条を次のように改める。

第九十四条 第五十六条を次のように改める。

第九十五条 第五十六条を次のように改める。

第九十六条 第五十六条を次のように改める。

第九十七条 第五十六条を次のように改める。

第九十八条 第五十六条を次のように改める。

第九十九条 第五十六条を次のように改める。

第一百条 第五十六条を次のように改める。

第一百零一条 第五十六条を次のように改める。

第一百零二条 第五十六条を次のように改める。

第一百零三条 第五十六条を次のように改める。

第一百零四年 第五十六条を次のように改める。

第一百零五年 第五十六条を次のように改める。

第一百零六年 第五十六条を次のように改める。

第一百零七年 第五十六条を次のように改める。

第一百零八年 第五十六条を次のように改める。

第一百零九年 第五十六条を次のように改める。

第一百十一年 第五十六条を次のように改める。

第一百十二年 第五十六条を次のように改める。

第一百十三年 第五十六条を次のように改める。

第一百四年 第五十六条を次のように改める。

第一百五年 第五十六条を次のように改める。

第一百六年 第五十六条を次のように改める。

第一百七年 第五十六条を次のように改める。

第一百八年 第五十六条を次のように改める。

第一百九年 第五十六条を次のように改める。

第一百二十年 第五十六条を次のように改める。

第一百二十一年 第五十六条を次のように改める。

第一百二十二年 第五十六条を次のように改める。

第一百二十三年 第五十六条を次のように改める。

第一百二十四年 第五十六条を次のように改める。

第一百二十五年 第五十六条を次のように改める。

第一百二十六年 第五十六条を次のように改める。

第一百二十七年 第五十六条を次のように改める。

第一百二十八年 第五十六条を次のように改める。

第一百二十九年 第五十六条を次のように改める。

第一百三十年 第五十六条を次のように改める。

第一百三十一年 第五十六条を次のように改める。

第一百三十二年 第五十六条を次のように改める。

第一百三十三年 第五十六条を次のように改める。

第一百三十四年 第五十六条を次のように改める。

第一百三十五年 第五十六条を次のように改める。

る監督是正機能をより強固にするとともに、株式会社の監査役制度の実効性を高めるために必要な措置を講ずるほか、企業の社債による資金調達方法の合理化を図るとともに、社債権者の保護を強化するため、商法、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律及び担保附社債信託法の一部を改正しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 株主の代表訴訟の訴訟の目的の価額を九万円とみなすとともに、代表訴訟に勝訴した株主はこの訴訟に要した費用で訴訟費用でのいもの相当額の支払を会社に対して請求することができるとしている。

2 株主の会計帳簿等の閲覧書き権の持株要件を発行済株主の総数の一〇分の一から一〇〇分の二に緩和することとする。

3 監査役の任期を二年から三年に伸長することとする。

4 大会社について、監査役の員数を一人以上から三人以上に増員し、そのうち一人以上は、その就任前五年間、会社又はその子会社の取締役又は使用人でなかつた者でなければならぬものとするとともに、監査役の全員が組織される監査役会制度を導入することとともに大会社について監査役を増員して監査役会の制度を設けることとし、あわせて、株式会社の資金調達の方法を合理化し、及び社債権者の保護を強化するため、社債発行限度に関する規制を廃止するとともに発行会社が社債権者のための監査役会に社債の管理を委託することを義務付け、社債権者の一部の償還又は利息の支払を怠ったときにおける期限の利益の喪失に関する規制を廃止するとともに、監査役の任期を伸長するため、監査役の任期を二年から三年に伸長することとともに大会社について監査役を増員して監査役会の制度を設けることとする。

5 社債発行限度に関する規制を廃止し、社債発行会社に、社債権者のために社債の管理を行なう社債管理会社の設置を原則的に義務付けるとともに、社債管理会社の社債権者に対する義務及びその権限を明確にすることとする。

6 社債権者集会の決議の方法を原則として普通決議とするとともに、書面による議決権の行使及び議決権の不統一行使を認めることとする。

7 担保付社債の募集の公告の制度を廃止し、社債申込証による募集とすること等のほか、



## 官報(号外)

一 農業協同組合法(昭和二十二年法律第百三十二号)第十条第九項第一号、中小企業等協同組合法(昭和二十四年法律第百八十一号)第九条の八第九項第一号並びに信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第五十三条第八項第一号及び第五十四条第七項第一号

二 農業協同組合法第十条第十九項、中小企業等協同組合法第九条の八第十二項及び信用金庫法第五十三条第十七項

(農業協同組合法等の一部改正及び商法の一部改正に伴う経過措置)

第十三条 第六条の規定は、前条(第二号に係る部分に限る。)の規定による農業協同組合法、中小企業等協同組合法及び信用金庫法の一部改正に伴う経過措置に準用する。

2 商法等の一部を改正する法律附則第三条の規定は、中小企業等協同組合の組合員又は信用金庫若しくは信用金庫連合会の会員がそれぞれ理事、監事又は清算人の責任を追及する訴えについて準用する。

(証券取引法の一部改正)

第十四条 証券取引法(昭和二十三年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第十五条 第一项中「社債募集の受託会社」を「商法第一百九十七条に規定する社債管理会社又は担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二条)第二条第一項に規定する信託契約の受託会社」に改める。

(地方財政法の一部改正)

第十五条 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第五条の四中「から第三百十一条まで」を「第三百十条、第三百十一条」に改め、「規定中」の下に「社債管理会社」とあるのは「地方債ノ募集又ハ管理ノ委託ヲ受ケタル会社」とを、「証券」との下に「同法」を加える。

(商法の一部改正に伴う地方財政法に係る経過措置)

第十六条 商法等の一部を改正する法律附則第五条の規定は、この法律の施行前に地方債が発行された場合におけるその募集の委託を受けた会社の権限及び義務並びに地方債権者の債還額の支払の請求について準用する。

(放送法の一部改正)

第十七条 放送法(昭和二十五年法律第百三十二号)の一部を次のように改正する。

第四十二条 第七項中「前六項を前各項に、」、「の外」を「のほか」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 協会は、発行済みの放送債券の借換えたため、一時前項の規定による制限を超えて放送債券を発行することができる。この場合においては、発行する放送債券の払込みの期日(数回に分けて払込みをさせるとときは、第一回の払込みの期日)から六箇月以内にその発行額に相当する額の発行済みの放送債券を償却しなければならない。

(商法の一部改正に伴う放送法に係る経過措置)

第十八条 第三条の規定はこの法律の施行前に発行された放送債券に係る報酬及びその事務処理のために要する費用に係る許可の事件について、商法等の一部を改正する法律附則第五条の規定はこの法律の施行前に発行された放送債券について、同法附則第六条の規定はこの法律の施行後に招集手続が開始される放送債券の債権者の集会について準用する。

(住宅金融公庫法等の一部改正)

第十九条 次に掲げる法律の規定中「から第三百十一条まで」を「第三百十一条及び第三百十一条」に改める。

二 公公用飛行場周辺における航空機騒音によ

る障害の防止等に関する法律(昭和四十二年法律第百十号)第五十二条第五項

三 本州四国連絡橋公団法(昭和四十五年法律第八十一号)第三十八条第七項

四 沖縄振興開発金融公庫法(昭和四十七年法律第三十一号)第二十七条第六項

五 日本下水道事業団法(昭和四十七年法律第四十一条)第三十四条第七項

六 農用地整備公団法(昭和四十九年法律第四十三号)第三十五条第七項

七 國際協力事業団法(昭和四十九年法律第六十二号)第三十二条第七項

八 中小企業事業団法(昭和五十五年法律第五十三号)第二十九条第七項

九 石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律(昭和五十五年法律第七十一号)

十 外貿埠頭公団の解散及び業務の承継に関する法律(昭和五十六年法律第二十八号)第二条

十一 住宅・都市整備公団法(昭和五十六年法律第四十八条)第五十五条第八項

十二 日本育英会法(昭和五十九年法律第六十四号)第三十二条第七項

十三 社会福祉・医療事業団法(昭和五十九年法律第七十五号)第三十条第七項

十四 日本国鉄道清算事業団法(昭和六十一年法律第九十号)第四十条第八項

十五 民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)第八条第八項

十六 鉄道整備基金法(平成三年法律第四十六号)第二十八条第七項

十七 地域振興整備公団法(昭和三十七年法律第百八十八号)第二十九条第七項

十八 金属鉱業事業団法(昭和三十八年法律第百八十九号)第二十六条第八項

十九 環境事業団法(昭和四十年法律第九十五条)第二十九条第七項

二十 新東京国際空港公団法(昭和四十年法律第百五十五号)第二十九条第七項

一 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第百五十六号)第二十七条第五項

二 石炭鉱業構造調整臨時措置法(昭和三十年法律第百五十九号)第二十九条第七項

三 日本道路公団法(昭和三十一年法律第六号)第二十六条第七項

四 森林開発公団法(昭和三十一年法律第八十号)第三十三条第七項

五 北海道東北開発公庫法(昭和三十一年法律第九十七号)第二十七条第六項

六 公営企業金融公庫法(昭和三十二年法律第八十三号)第二十五条第一項

七 労働福祉事業団法(昭和三十一年法律第二十六号)第二十六条第七項

八 船舶整備公団法(昭和三十四年法律第四十号)第二十六条第七項

九 首都高速道路公団法(昭和三十四年法律第一百三十三号)第三十七条第七項

十 海外経済協力基金法(昭和三十六年法律第一百六十六号)第二十九条の二第七項

十一 履用促進事業団法(昭和三十六年法律第一百七十三号)第二十六条第七項

十二 金福社事業団法(昭和三十六年法律第一百八十九号)第二十六条第八項

十三 水資源開発公団法(昭和三十六年法律第百二十九号)第三十六条第七項

十四 阪神高速道路公団法(昭和三十七年法律第百四十三号)第三十六条第七項

十五 地域振興整備公団法(昭和三十七年法律第百九十五号)第二十六条第七項

十六 金属鉱業事業団法(昭和三十八年法律第百四十九号)第二十九条第七項

十七 石炭鉱業構造調整臨時措置法(昭和三十八年法律第百八十九号)第二十九条第七項

十八 日本鉄道建設公団法(昭和三十九年法律第三号)第二十九条第七項

十九 環境事業団法(昭和四十年法律第九十五条)第二十九条第七項

二十 新東京国際空港公団法(昭和四十年法律第百五十五号)第二十九条第七項





気候変動が地球的規模の性格を有することから、すべての国が、それぞれ共通に有しているが差異のある責任、各国の能力並びに各国の社会的及び経済的状況に応じ、できる限り広範な協力をを行うこと及び効果的かつ適当な国際的対応に参加することが必要であることを確認し、採択された国際連合人間環境会議の宣言の関連規定を想起し、

諸国は、国際連合憲章及び国際法の諸原則に基づき、その資源を自国の環境政策及び開発政策に従つて開発する主権的権利を有すること並びに自己の管轄又は管理の下における活動が他国環境又はいすれの國の管轄にも属さない区域の環境を害さないことを確保する責任を有することを想起し、

気候変動に対処するための国際協力における国家の主権の原則を再確認し、

諸国が環境に関する効果的な法令を制定すべきであること、環境基準、環境の管理に当たつての目標及び環境問題における優先度はこれらが適正化される環境及び開発の状況を反映すべきであること、並びにある國の適用する基準が他の國（特に開発途上國）にとって不適当なものとなり、不当な経済的及び社会的損失をもたらすものとなることを認め、

国際連合環境開発会議に関する千九百八十九年十二月二十二日の国際連合総会決議第二百二十一号（第四十四回会期）、千九百八十九年十二月二十二日の同決議二百七号（第四十四回会期）、千九百九十年十二月二十一日の同決議第二百二十九号（第四十五回会期）及び千九百九十一年十二月十九日の同決議第二百六十九号（第四十六回国会期）を想起し、

(地域)に及ぼし得る悪影響に関する千九百八十九年十二月二十二日の国際連合総会決議第二百六号(第四十四回会期)の規定及び砂漠化に対処するための行動計画の実施に関する千九百八十九年十二月十九日の国際連合総会決議第百七十二号(第四十四回会期)の関連規定を想起し、

更に、千九百八十五年のオゾン層の保護のためのウィーン条約並びに千九百九十年六月二十九日に調整され及び改正された千九百八十七年のオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書(以下「モントリオール議定書」という。)を想起し、

千九百九十年十一月七日に採択された第二回世界気候会議の開僚宣言に留意し、

多くの国が気候変動に関して有益な分析を行っていること並びに国際連合の諸機関(特に、世界気象機関、国際連合環境計画)その他の国際機関及び政府間機関が科学的研究の成果の交換及び研究の調整について重要な貢献を行っていることを意識し、

気候変動を理解し及びこれに対処するために必要な措置は、関連する科学、技術及び経済の分野における考察に基盤を置き、かつ、これらの分野において新たに得られた知見に照らして絶えず再評価される場合には、環境上、社会上及び経済上最も効果的なものになることを認め、

気候変動に対処するための種々の措置は、それ自体経済的に正当化し得ること及びその他の環境問題の解決に役立ち得ることを認め、

先進国が、明確な優先順位に基づき、すべての温室効果ガスを考慮に入れ、かつ、それらのガスがそれぞれ温室効果の増大に対して与える相対的な影響を十分に勘案した包括的な対応戦略(地球的、国家的及び合意がある場合には地域的な規範のもの)に向けた第一歩として、直ちに柔軟に行動することが必要であることを認め、

更に、標高の低い島嶼国その他の島嶼国、低地の沿岸地域、乾燥地域若しくは半乾燥地域又は海岸

水、干ばつ若しくは砂漠化のおそれのある地域を有する国及びぜい弱な山岳の生態系を有する開発途上国は、特に気候変動の悪影響を受けやすいことを認め、

経済が化石燃料の生産、使用及び輸出に特に依存している国(特に開発途上国)について、温室効果ガスの排出抑制に関してとられる措置の結果特別な困難が生ずることを認め、

持続的な経済成長の達成及び貧困の撲滅という開発途上国の正当かつ優先的な要請を十分に考慮し、気候変動への対応については、社会及び経済の開発に対する悪影響を回避するため、これらの開発との間で総合的な調整が図られるべきであることを確認し、

すべての国(特に開発途上国)が社会及び経済の持続可能な開発の達成のための資源の取得の機会を必要としていること、並びに開発途上国がそのような開発の達成という目標に向かって前進するため、一層高いエネルギー効率の達成及び温室効果ガスの排出の一般的な抑制の可能性(特に、新たな技術が経済的にも社会的にも有利な条件で利用されることによるそのような可能性)をも考慮に入れつつ、そのエネルギー消費を増加させる必要があることを認め、

現在及び将来の世代のために気候系を保護することを決意して、

次のとおり協定した。

第一条 定義(注)

注 各条の表題は、専ら便宜のために付するものである。

この条約の適用上、

1 「気候変動の悪影響」とは、気候変動に起因する自然環境又は生物相の変化であって、自然の及び管理された生態系の構成、回復力若しくは生産力、社会及び経済の機能又は人の健康及び福祉に対し著しく有害な影響を及ぼすものをいう。

3 「気候系」とは、気圧、水圏、生物圏及び岩石圏の全体並びにこれらの間の相互作用をいう。

4 「排出」とは、特定の地域及び期間における温室効果ガス又はその前駆物質の大気中への放出をいう。

5 「温室効果ガス」とは、大気を構成する気体（天然のものであるか人為的に排出されるものであるかを問わない。）であって、赤外線を吸収し及び再放射するものをいう。

6 「地域的な経済統合のための機関」とは、特定の地域の主権国家によって構成され、この条約又はその議定書が規律する事項に関する権限を有し、かつ、その内部手続に従つてこの条約若しくはその議定書の署名、批准、受諾若しくは承認又はこの条約若しくはその議定書への加入が正當に委任されている機関をいう。

7 「貯蔵庫」とは、温室効果ガス又はその前駆物質を貯蔵する気候系の構成要素をいう。

8 「吸収源」とは、温室効果ガス、エーロゾル又は温室効果ガスの前駆物質を大気中から除去する作用又は活動をいう。

9 「発生源」とは、温室効果ガス、エーロゾル又は温室効果ガスの前駆物質を大気中に放出する作用又は活動をいう。

## 第二条 目的

この条約及び締約国会議が採択する関連する法的文書は、この条約の関連規定に従い、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極的な目的とする。そのような水準は、生態系が気候変動に自然に適応し、食糧の生産が脅かされず、かつ、経済開発が持続可能な態様で進行することができるような期間内に達成されるべきである。

気候変動に関する国際連合枠組条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

### 第三条 原则

締約国は、この条約の目的を達成し及びこの条約を実施するための措置をとるに当たり、特に、次に掲げるところを指針とする。

それ共通に有しているが差異のある責任及び各  
国の能力に従い、人類の現在及び将来の世代の  
ために気候系を保護すべきである。したがつ  
て、先進締約国は、率先して気候変動及びその  
悪影響に対処すべきである。

2  
開発途上締約国（特に気候変動の悪影響を著しく受けやすいもの）及びこの条約によって過重又は異常な負担を負うこととなる締約国（特に開発途上締約国）の個別のニーズ及び特別な事情について十分な考慮が払われるべきである。

又は最小限にするための予防措置をとるとともに、気候変動の悪影響を緩和すべきである。深刻な又は回復不可能な損害のおそれがある場合には、科学的な確実性が十分にないことをもつて、このような予防措置をとることを延期する

理由とすべきではない。もつとも、気候変動の対処するための政策及び措置は、可能な限り最小の費用によって地球的規模で利益がもたらされるよう費用対効果の大きいものとするについても考慮を払うべきである。このため、

これらの政策及び措置は、社会経済状況の相連が考慮され、包括的なものであり、関連するすべての温室効果ガスの発生源、吸収源及び貯蔵並びに適応のための措置を網羅し、かつ、経済のすべての部門を含むべきである。気候変動に対処するための努力は、関心を有する締約国との協力によっても行われ得る。

4 締約国は、持続可能な開発を促進する権利及び責務を有する。気候変動に対処するための措置をとるためには経済開発が不可欠であることから考慮し、人に起因する変化から気候系を保護

慣行及び方法の開発、利用及び普及（移転を含む。）を促進し、並びにこれらについて協力

(d) 横行及び方法の開発、利用及び普及（移転を含む。）を促進し、並びにこれらについて協力をすること。

(i) て、十分な、開かれた及び迅速な交換を促進し、並びにこれらについて協力すること。  
気候変動に関する教育（訓練及び啓発を促進し、これらについて協力し、並びにこれらへの広範な参加（民間団体の参加を含む。）を奨励すること。

(j) 第十二条の規定に従い、実施に関する情報  
を締約国会議に送付すること。

(以下「附属書」の締約国)は、特に、  
附屬書Iに掲げる先進締約国その他の締約国  
次に定めるところに従つて約束する。

(e) 気候変動の影響に対する適応のための準備について協力すること。沿岸地域の管理、水

(f) 水資源及び農業について、並びに干ばつ及び砂漠化により影響を受けた地域（特にアフリカ大陸における地域）並びに洪水により影響を受けた地域の保護及び回復について、適当かつ総合的な計画を作成すること。

気候変動に関する社会、経済及び

環境に関する自国の政策及び措置において可能な範囲内で考慮を払うこと。気候変動を緩和し又はこれに適応するために自国が実施する

る事業又は措置の経済、公衆衛生及び環境に対する悪影響を最小限にするため、自国が審査出し及び決定する適切な方法（例えば影響評

(b) 気候系及び気候変動並びに種々の対応戦略の経済的及び社会的影響に関する科学上、技術上、社会経済上及び法律上の情報について

達成への貢献について当該他の締約国を支援することもあり得る。

注

これらの政策及び措置には、地域的な経済統合のための機関がとるもののが含まれる。

(b)

(a) の規定の目的の達成を促進するため、附属書Iの締約国は、(a) に規定する政策及び措置並びにこれらの政策及び措置をとった結果(b) に規定する期間について予測される二酸化炭素その他の温室効果ガス(モントリオール議定書によって規制されているものを除く。)の発生源による人為的な排出及び吸収源による除去に関する詳細な情報を、この条約が自國について効力を生じた後六箇月以内に及びその後は定期的に、第十二条の規定に従って送付する。その送付は、二酸化炭素その他の温室効果ガス(モントリオール議定書によって規制されているものを除く。)の人為的な排出する量を個別に又は共同して千九百九十年の水準に戻すという目的をもって行われる。締約国会議は、第七条の規定に従い、第一回会合において及びその後は定期的に、当該情報について検討する。

(c) (b) の規定の適用上、温室効果ガスの発生源による排出の量及び吸収源による除去の量の算定に当たっては、入手可能な最も科学上の知識(吸収源の実効的な能力及びそれぞれの温室効果ガスの気候変動への影響の度合に關するものを含む。)を考慮に入るべきである。締約国会議は、この算定のための方法について、第一回会合において検討し及び合意し、その後は定期的に検討する。

(d) 締約国会議は、第一回会合において、(a) 及び(b) の規定の妥当性について検討する。

連する技術上、社会上及び経済上の情報に照らして行う。締約国会議は、この検討に基づく

いて適正な措置(④及び⑤)に定める約束に開する改正案の採択を含む。)をとる。締約国会議は、また、第一回会合において、(a) に規定する共同による実施のための基準に関する決定を行う。(a) 及び(b) の規定に関する二回目の検討は、千九百九十八年十二月三十一日以前に行い、その後は締約国会議が決定する一定の間隔で、この条約の目的が達成されるまで行う。

(e) 附属書Iの締約国は、次のことを行う。

(i) 適正な場合には、この条約の目的を達成するために開発された経済上及び行政上の手段を他の附属書Iの締約国と調整すること。

(ii) 温室効果ガス(モントリオール議定書によって規制されているものを除く。)の人為的な排出の水準を一層高めることとなるような活動を助長する自国の政策及び慣行を特定し及び定期的に検討すること。

(f) 締約国会議は、関係する締約国の承認を得て附属書I及び附属書IIの一覧表の適正な改正について決定を行うために、千九百九十八年十二月三十一日以前に、入手可能な情報について検討する。

(g) 附属書Iの締約国以外の締約国は、批准書、受諾書、承認書若しくは加入書において又はその後いつでも、寄託者に対し、自國が(a) 及び(b) の規定に拘束される意図を有する旨を通告することができる。寄託者は、他の署名国及び締約国に対してその通告を通報する。

附屬書IIに掲げる先進締約国(以下「附屬書IIの締約国」という。)は、開発途上締約国が第十二条の規定に基づく義務を履行するために負担するすべての合意された費用に充てるため、新規のかつ追加的な資金を供与する。附屬書IIの締約国は、また、1の規定の対象とされていける措置であって、開発途上締約国と第十二条の規定する国際的組織との間で合意するものを作成する。

施するためのすべての合意された増加費用を負担するためには開発途上締約国が必要とする新規のかつ追加的な資金(技術移転のためのものを含む。)を同条の規定に従って供与する。これら

締約国間の適正な責任分担が重要であることについて考慮を払う。

(h) 附屬書IIの締約国は、また、気候変動の悪影響を受けやすい開発途上締約国がそのような悪影響に適応するための費用を負担すること。

(i) 締約国会議は、他の締約国(特に開発途上締約国)がこの条約を実施することができるようにするため、適正な場合には、これらの他の締約国に対する環境上適正な技術及びノウハウの移転又は取得の機会の提供について、促進する。

(j) 先進締約国は、開発途上締約国固有の能力及び技術の開発及び向上を支援する。技術の移転を容易にすることについてのこのような支援は、その他の締約国及び機関によっても行われ得る。

(k) 締約国会議は、附属書Iの締約国うち市場経済への移行の過程にあるものによる2の規定に基づく約束の履行については、これらの締約国が気候変動に対処するための能力を高めるため、ある程度の弾力的適用(温室効果ガス(モントリオール議定書によって規制されているものを除く。)の人為的な排出の量の基準として用いられる過去の水準に関するものを含む。)を認めることとする。

(l) 開発途上締約国によるこの条約に基づく約束の履行の程度は、先進締約国によるこの条約に基づく資金供与及び技術移転に関する措置をとるに当たり、後発開発途上国個別のニーズ及び特別な事情について十分な考慮を払う。

とつて最優先の事項であることが十分に考慮される。

締約国は、この条に規定する約束の履行に当たり、気候変動の悪影響又は対応措置の実施による影響(特に、次の②から⑪までに掲げる国

に対するもの)に起因する開発途上締約国個別のニーズ及び懸念に對処するためにこの条約の下でとるべき措置(資金供与、保険及び技術移転に関するものを含む。)について十分な考慮を払う。

(2) 島嶼国

(3) 乾燥地域、半乾燥地域、森林地域又は森林の衰退のおそれのある地域を有する国

(4) 自然災害が起こりやすい地域を有する国

(5) 干ばつ又は砂漠化のおそれのある地域を有する国

(6) 都市の大気汚染が著しい地域を有する国

(7) ゼイ弱な生態系(山岳の生態系を含む。)を有する地域を有する国

(8) 製品の生産、加工及び輸出による収入又はこれらの消費に経済が大きく依存している国

(9) 内陸国及び通過国

(10) 更に、この⑨の規定に關しては、適正な場合には締約国会議が措置をとることができる。

(11) 締約国は、資金供与及び技術移転に関する措置をとるに当たり、後発開発途上国個別のニーズ及び特別な事情について十分な考慮を払う。







る説明的な文書に規定される（ただし、第十四条の2(6)及び7の規定については、この限りでない。）。

2 この条約の附属書は、前条の2から4までに定める手続を準用して提案され及び採択される。

3 2の規定に従つて採択された附属書は、寄託者がその採択を締約国に通報した日の後六箇月で、その期間内に当該附属書を受諾しない旨を寄託者に対して書面により通告した締約国を除くほか、この条約のすべての締約国について効力を生ずる。当該附属書は、当該通告を撤回する旨の通告を寄託者が受領した日の後九十日日の日に、当該通告を撤回した締約国について効力を生ずる。

4 この条約の附属書の改正の提案、採択及び効力発生は、2及び3の規定によるこの条約の附属書の提案、採択及び効力発生と同一の手続に従う。

5 附属書の採択又は改正がこの条約の改正を伴うものである場合には、採択され又は改正された附属書は、この条約の改正が効力を生ずる時まで効力を生じない。

## 第十七条 議定書

1 締約国会議は、その通常会合において、この条約の議定書を採択することができる。

2 議定書案は、1の通常会合の少なくとも六箇月前に事務局が締約国に通報する。

3 議定書の効力発生の要件は、当該議定書に定なることができる。

4 この条約の締約国のみが、議定書の締約国となることができる。

る説明的な文書に規定される（ただし、第十四条の2(6)及び7の規定については、この限りでない。）。

2 この条約の附属書は、前条の2から4までに定める手続を準用して提案され及び採択される。

3 2の規定に従つて採択された附属書は、寄託者がその採択を締約国に通報した日の後六箇月で、その期間内に当該附属書を受諾しない旨を寄託者に対して書面により通告した締約国を除くほか、この条約のすべての締約国について効力を生ずる。当該附属書は、当該通告を撤回する旨の通告を寄託者が受領した日の後九十日日の日に、当該通告を撤回した締約国について効力を生ずる。

4 この条約の附属書の改正の提案、採択及び効力発生は、2及び3の規定によるこの条約の附属書の提案、採択及び効力発生と同一の手続に従う。

5 議定書に基づく決定は、当該議定書の締約国のみが行う。

第十八条 投票権

1 この条約の各締約国は、2に規定する場合を除くほか、一の票を有する。

2 地域的な経済統合のための機関は、その権限の範囲内の事項について、この条約の締約国であるその構成国の数と同数の票を授する権利を行使する。当該機関は、その構成国が自國の投票権行使する場合には、投票権行使してはならない。その他の場合も、同様とする。

3 50番目の批准書、受諾書、承認書及び第十九条 寄託者

国際連合事務総長は、この条約及び第十七条の規定に従つて採択される議定書の寄託者とする。

第二十条 署名

この条約は、国際連合環境開発会議の開催期間中はリオ・デ・ジャネイロにおいて、千九百九十二年六月二十日から千九百九十三年六月十九日まではニューヨークにある国際連合本部において、国際連合又はその専門機関の加盟国、国際司法裁判所規程の当事国及び地域的な経済統合のための機関による署名のために開放しておく。

第二十一条 暫定的措置

1 第八条に規定する事務局の任務は、締約国会議の第一回会合が終了するまでの間、国際連合総会が千九百九十年十二月二十一日の決議第二百十二号（第四十五回国会期）によって設置した事務局が暫定的に遂行する。

2 1に規定する暫定的な事務局の長は、気候変動に関する政府間パネルと緊密に協力し、同パネルによる客観的な科学上及び技術上の助言が必要とされる場合に、同パネルが対応すること

ができるることを確保する。科学に関するその他関連団体も、協議を受ける。

第三 國際連合開発計画、国際連合環境計画及び国際復興開発銀行の地球環境基金は、第十一條に規定する資金供与の制度の運営について暫定的に委託される国際的組織となる。この点に関する

第二十二条 批准、受諾、承認又は加入

1 この条約は、国家及び地域的な経済統合のための機関により批准され、受諾され、承認され又は加入されなければならない。この条約は、この条約の署名のための期間の終了日の後は、加入のために開放しておく。批准書、受諾書、承認書、承認書又は加入書は、寄託者に寄託する。

2 この条約の署名のための期間の終了日の後は、加入のために開放しておく。批准書、受諾書、承認書、承認書又は加入書は、1及び2の規定の適用上、当該機関の構成国によって寄託されたものに追加して数えてはならない。

第三 地域的な経済統合のための機関によって寄託される文書は、1及び2の規定の適用上、当該機関の構成国によって寄託されたものに追加して数えてはならない。

第二十三条 効力発生

1 この条約は、五十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日日の日に

2 この条約は、五十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日日の日に

3 地域的な経済統合のための機関によって寄託される文書は、1及び2の規定の適用上、当該機関の構成国によって寄託されたものに追加して数えてはならない。

第二十四条 留保

この条約には、いかなる留保も付することができない。

第二十五条 脱退

1 締約国は、自國についてこの条約が効力を生じた日から三年を経過した後いつでも、寄託者に對して書面による脱退の通告を行うことによつて、この条約から脱退することができる。

2 1の脱退は、寄託者が脱退の通告を受領した日から一年を経過した日又はそれよりも遅い日であつて脱退の通告において指定されている日に効力を生ずる。

3 この条約から脱退する締約国は、自國が締約書において宣言する。当該機関は、また、その

が能够することを確保する。科学に関するその他関連団体も、協議を受ける。

寄託者は、これを締約国に通報する。

第二十三条 効力発生

1 この条約は、五十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日日の日に

2 この条約は、五十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日日の日に

3 この条約から脱退する締約国は、自國が締約書において宣言する。当該機関は、また、その

第一十六条 正文

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの条約の原本は、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証據として、下名は、正當に委任を受け  
てこの条約を署名した。

気候変動に関する国際連合枠組条約の締結について承認を求めるの件及び同報告書

に関する国際条約作成のための交渉が行われた結果、平成四年五月九日にニューヨークにおいて本条約が作成された。

本条約は、大気中の二酸化炭素等の温室効果ガスの濃度の安定化を目的として、自然の生態

系及び人類に悪影響を及ぼすおそれのある気候変動に対処するための国際的な枠組みを定める

ものであり、その主な内容は次のとおりである。

関する自國の目録を作成し、締約国会議に提供すること。

2 締約国は、温室効果ガスの排出の抑制、削減又は防止に関する技術の開発等を促進し、

これらについて協力すること。

理、保全等を促進し、これらについて協力を  
おこなう。

4 締約国は、気候系に関する研究、組織的調査等に配慮すべきことを認めた。

測等を促進し、これらについて協力する」と。

5 先進締約国は、開発途上締約国が条約上の義務を履行するために負担する費用等に充て

るため、新規のかつ追加的な資金を供与すること。

6 「」の条約の最高機関として、締約国会議は、設置し、締約国会議は、この条約等の実施

況を定期的に検討するものとし、その権限範囲内で、この条約の効果的な実施を促進

るためには必要な決定を行つゝ」と。

書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日  
の日に効力を生ずることとなつて、ある。

書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日  
の日に効力を生ずることになつてゐる。

よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるというのである。

## 二 本件の議決理由

本条約を締結することは、地球環境問題に関する国際協力を一層推進する見地から有意義である。次第である。

本件は承認すべきものと議決した

右報告する。

平成五年四月二十七日

外務委員長 伊藤 公介

衆議院議長 櫻内 義雄殿

生物の多様性に関する条約の締結について承認を求めるの件

平成五年三月十二日

内閣総理大臣 宮澤 喜一

生物の多様性に関する条約の締結について承認を求めるの件

理由

この条約は、地球上の多様な生物をその生息環境とともに保全し、生物資源を持続可能であるよう利用し、及び遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ公平に配分することを目的とするものである。我が国がこの条約を締結することは、地

球環境問題に関する国際協力を一層推進する見地

生物の多様性の著しい減少又は喪失のおそれがある場合には、科学的な確実性が十分にないこと

規のかつ追加的な資金の供与及び関連のある技術の取得の適当な機会の提供を含む特別な措置が必要であることを確認し、

から有意義であると認められる。よつて、この条約を締結することとした。これが、この案

をもつて、そのようなおそれを回避し又は最小にするための措置をとることを延期する理由とすべきではないことに留意し、

更に、生物の多様性の保全のための基本的な要件は、生態系及び自然の生息地の生息域内保全並びに存続可能な種の個体群の自然の生息環境における維持及び回復であることに留意し、

またすこと及びこの措置は原産国においてとることが望ましいことに留意し、

更に、生息域外における措置も重要な役割を果たすことと及びこの措置は原産国においてとることが望ましいことに留意し、

伝統的な生活様式を有する多くの原住民の社会及び地域社会が生物資源に緊密につか伝統的に依存していること並びに生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用について責任を有することを確認し、

生物の多様性が進化及び生物圈における生命保持の機構の維持のため重要であることを意識し、

生物の多様性の保全が人類の共通の関心事であることを確認し、

諸国が、自国の生物資源について主権的権利を有することを確認し、

生物の多様性の保全及び自国の

生物資源の持続可能な利用について責任を有することを再確認し、

生物の多様性が進化及び生物圈における生命保

持の機構の維持のため重要であることを認識し、

生物の多様性の保全が人類の共通の関心事であ

ることを確認し、

第一條 目的

この条約は、生物の多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用及び遺伝資源の利用から生ずる利益の公正かつ公平な分配をこの条約の関係規定に従って実現することを目的とする。この目的

は、特に、遺伝資源の取得の適当な機会の提供及び関連のある技術の適当な移転（これらの提供及び移転は、当該遺伝資源及び当該関連のある技術についてのすべての権利を考慮して行う。）並びに適当な資金供与の方法により達成する。

## 第二条 用語

### 「この条約の適用上」

「生物の多様性」とは、すべての生物（陸上生態系、海洋その他の水界生態系、これらが複合した生態系その他生息又は生育の場のいかんを問わない。）の間の変異性をいうものとし、種内の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性を含む。

「生物資源」には、現に利用され若しくは将来利用されることがある又は人類にとって現実の若しくは潜在的な価値を有する遺伝資源、生物又はその部分、個体群その他生態系の生物学的な構成要素を含む。

「バイオテクノロジー」とは、物又は方法を特定の用途のために作り出し又は改変するため、生物システム、生物又はその派生物を利用する応用技術をいう。

「遺伝資源の原産国」とは、生息域内状況において遺伝資源を有する国をいう。

「遺伝資源の提供国」とは、生息域内の供給源（野生種の個体群であるか飼育種又は栽培種の個体群であるかを問わない。）から採取された遺伝資源又は生息域外の供給源から取り出された遺伝資源（自國が原産国であるかないかを問わない。）を提供する国をいう。

「飼育種又は栽培種」とは、人がその必要を満たすため進化の過程に影響を与えた種をいう。

「生態系」とは、植物、動物及び微生物の群集と

これらを取り巻く非生物的な環境とが相互に作用して一の機能的な単位を成す動的な複合体をいう。

「生態域外保全」とは、生物の多様性の構成要素を自然の生息地の外において保全することをいう。

「遺伝素材」とは、遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物その他に由来する素材をいう。

「遺伝資源」とは、現実の又は潜在的な価値を有する遺伝素材をいう。

「生息地」とは、生物の個体若しくは個体群が自然に生息し若しくは生育している場所又はその類型をいう。

「生息域内状況」とは、遺伝資源が生態系及び白鳥種又は栽培種については、当該飼育種又は栽培種が特有の性質を得た環境において存在している状況をいう。

「生息域内保全」とは、生態系及び自然の生息地を保全し、並びに存続可能な種の個体群を自然の生息環境において維持し及び回復することをい

う。

「生息域外保全」とは、生物の多様性の構成要素を有する遺伝素材を自然の生息地の外において保全することをいう。

「遺伝素材」とは、遺伝の機能的な単位を有する

てこの条約の署名、批准、受諾若しくは承認又はこれへの加入の正当な委任を受けたものをいう。

「持続可能な利用」とは、生物の多様性の長期的な減少をもたらさない方法及び速度で生物の多様性の構成要素を利用し、もって、現在及び将来の世代の必要及び願望を満たすように生物の多様性の可能性を維持することをいう。

「技術」には、バイオテクノロジーを含む。

「第三条 原則

諸国は、国際連合憲章及び国際法の諸原則に基づき、自国の資源をその環境政策に従って開発する主権的権利を有し、また、自国の管轄又は管理の下における活動が他国の環境又はいずれの国の管轄にも属さない区域の環境を害さないことを確保する責任を有する。

## 第四条 適用範囲

この条約が適用される区域は、この条約に別段の明文の規定がある場合を除くほか、他国の権利を害さないことを条件として、各締約国との関係において、次のとおりとする。

(a) 生物の多様性の構成要素については、自国の管轄の下にある区域

(b) 自国の管轄又は管理の下で行われる作用及び活動（それらの影響が生ずる場所のいかんを問わない。）については、自国の管轄の下に

ある区域及びいずれの国の管轄にも属さない

を得た環境において維持し及び回復することをい

う。

「保護地域」とは、保全のための特定の目的を達成するために指定され又は規制され及び管理され

ている地理的に特定された地域をいう。

「地域的な経済統合のための機関」とは、特定の

地域の主権国家によって構成される機関であつ

て、この条約が規律する事項に關しその加盟国か

ら権限の委譲を受け、かつ、その内部手続に従つ

の他相互に関心を有する事項について他の締約国と協力する。

第六条 保全及び持続可能な利用のための一般的な措置

締約国は、その個々の状況及び能力に応じ、次のことを行ふ。

- (a) 生物の多様性の保全及び持続可能な利用を目的とする国家的な戦略若しくは計画を作成し、又は当該目的のため、既存の戦略若しくは計画を調整し、特にこの条約に規定する措置で当該締約国に関連するものを考慮したものとなるように行うこと。
- (b) 生物の多様性の保全及び持続可能な利用について、可能な限り、かつ、適当な場合に計画及び政策にこれを組み入れること。

第七条 特定及び監視

締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合に、特に次条から第十条までの規定を実施するため、次のことを行う。

(a) 附屬書一に列記する区分を考慮して、生物の多様性の構成要素であつて、生物の多様性の保全及び持続可能な利用のために重要なものを特定すること。

(b) 生物の多様性の構成要素であつて、緊急な保全措置を必要とするもの及び持続可能な利用に最大の可能性を有するものに特別の考慮を払い、標本抽出その他の方法により、(a)の規定に従って特定される生物の多様性の構成要素を監視すること。

(c) 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に著しい悪影響を及ぼし又は及ぼすおそれのあ

# 官報(号外)

- る作用及び活動の種類を特定し並びに標本抽出その他の方法によりそれらの影響を監視すること。
- (d) (a)から(c)までの規定による特定及び監視の活動から得られる情報を何らかの仕組みによって維持し及び整理すること。
- 第八条 生息域内保全**
- 締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合は、次のことを行う。
- (a) 保護地域又は生物の多様性を保全するために特別の措置をとる必要がある地域に関する制度を確立すること。
- (b) 必要な場合には、保護地域又は生物の多様性を保全するために特別の措置をとる必要がある地域の選定、設定及び管理のための指針を作成すること。
- (c) 生物の多様性の保全のために重要な生物資源の保全及び持続可能な利用を確保するため、保護地域の内外を問わず、当該生物資源について規制を行い又は管理すること。
- (d) 生態系及び自然の生息地の保護並びに存続可能な種の個体群の自然の生息環境における維持を促進すること。
- (e) 保護地域における保護を補強するため、保護地域に隣接する地域における開発が環境上適正かつ持続可能なものとなることを促進すること。
- (f) 特に、計画その他管理のための戦略の作成及び実施を通じ、劣化した生態系を修復し及び復元し並びに脅威にさらされている種の回復を促進すること。
- (g) バイオテクノロジーにより改変された生物

- であつて環境上の悪影響（生物の多様性の保全及び持続可能な利用に対しても得るもの）を与えるおそれのあるものの利用及び放棄に係る危険について、人の健康に対する危険も考慮して、これを規制し、管理し又は制御するための手段を設定し又は維持すること。
- (h) 生態系、生息地若しくは種を脅かす外来種の導入を防止し又はそのような外来種を制御し若しくは撲滅すること。
- (i) 現在の利用が生物の多様性の保全及び構成要素の持続可能な利用と両立するためには、主として生息域内における措置を補完するため、次のことを行う。
- (a) 生物の多様性の構成要素の生息域外保全のための措置をとること。この措置は、生物の多様性の構成要素の原産国においてとること。
- (b) 植物、動物及び微生物の生息域外保全及び研究のための施設を設置し及び維持すること。その設置及び維持は、遺伝資源の原産国において行うことが望ましい。
- (c) 脅威にさらされている種を回復し及びその機能を修復するため並びに当該種を適当な条件下で自然の生息地に再導入するための措置をとること。
- (d) (c)の規定により生息域外における特別な暫定的措置が必要とされる場合を除くほか、生態系及び生息域内における種の個体群を脅かさないようにするため、生息域外保全を目的とする自然の生息地からの生物資源の採取を規制し及び管理すること。

- (e) (a)から(d)までに規定する生息域外保全のための財政的な支援その他の支援を行うことにより生物の多様性に対し著しい悪影響があると認められる場合には、関係する作用及び活動の種類を規制し又は管理すること。
- 第九条 生息域外保全**
- 締約国は、生物資源の保全及び持続可能な利用に対するため、生物資源の利用に関連する措置をとること。
- (a) 生物の多様性への悪影響を回避し又は最小化するため、生物資源の利用による危険も考慮して、これを規制し、管理し又は制御するための手段を設定し又は維持すること。
- (b) 保全又は持続可能な利用の要請と両立する伝統的な文化的慣行に沿った生物資源の利用慣行を保護し及び奨励すること。
- (c) 生物の多様性が減少した地域の住民による研究のための施設を設置し及び維持すること。
- (d) 生物資源の持続可能な利用のための方法の修復のための作業の準備及び実施を支援すること。
- (e) 生物資源の持続可能な利用のための方法の開発について、自国の政府機関と民間部門との間の協力を促進すること。
- 第十一条 奨励措置**
- 締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合に生物の多様性の構成要素の保全及び持続可能な利用を奨励することとなるような経済的及び社会的に健全な措置をとる。
- 第十二条 研究及び訓練**
- 締約国は、開発途上国との特別のニーズを考慮して、次のことを行う。

- (a) 生物の多様性及びその構成要素の特定、保全及び持続可能な利用のための措置に関する科学的及び技術的な教育訓練事業のための計画を作成し及び維持すること並びに開発途上国の特定のニーズに対応するためこのようないい、特に開発途上国における生物の多様性の教育及び訓練を支援すること。
- (b) 特に科学上及び技術上の助言に関する補助機関の勧告により締約国会議が行う決定に従い、特に開発途上国における生物の多様性の
- 第十条 生物の多様性の構成要素の持続可能な利用**
- (a) (a)から(i)までに規定する生息域内保全のための財政的な支援その他の支援（特に開発途上国に対するもの）を行うことについて協力は、次のことを行う。

保全及び持続可能な利用に貢献する研究を促進し及び奨励すること。

(c) 第十六条、第十八条及び第二十条の規定の趣旨に沿い、生物資源の保全及び持続可能な利用のための方法の開発について、生物の多様性の研究における科学の進歩の利用を促進し及びそのような利用について協力すること。

第十三条 公衆のための教育及び啓発  
締約国は、次のことを行う。

(a) 生物の多様性の保全の重要性及びその保全に必要な措置についての理解、各種の情報伝達手段によるそのような理解の普及並びにこのような題材の教育事業の計画への導入を促進及び奨励すること。

(b) 適当な場合には、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する教育啓発事業の計画の作成に当たり、他国及び国際機関と協力すること。

第十四条 影響の評価及び悪影響の最小化

1 締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合に是のことを行う。

(a) 生物の多様性への著しい悪影響を回避し又は最小にするため、そのような影響を及ぼすおそれのある当該締約国の事業計画案に対する環境影響評価を定める適当な手続を導入し、かつ、適当な場合には、当該手続への公衆の参加を認めること。

(b) 生物の多様性に著しい悪影響を及ぼすおそれのある計画及び政策の環境への影響について十分な考慮が払われることを確保するた

め、適当な措置を導入すること。

(c) 適宜、二国間の、地域的な又は多数国間の取組を締結することについて、これを促進することにより、自国の管轄又は管理の下における活動であって、他国における又はいずれの国も管轄にも属さない区域における生物の多様性に著しい悪影響を及ぼすおそれのあるものに關し、相互主義の原則に基づき、通報、情報の交換及び協議を行うことを促進すること。

(d) 自国の管轄又は管理の下で生ずる急迫した又は重大な危険又は損害が他国の管轄の下にある区域又はいずれの国の管轄にも属しない区域における生物の多様性に及ぶ場合には、このような危険又は損害を受ける可能性のある国に直ちに通報すること及びこのような危険又は損害を防止し又は最小にするための行動を開始すること。

(e) 生物の多様性に重大なかつ急迫した危険を及ぼす活動又は事象（自然に発生したものであるかないかを問わない。）に対し緊急に対応するための国内的な措置を促進し及びそのような国内的な努力を補うための国際協力（適切であり、かつ、関連する国又は地域的な経済統合のための機関の同意が得られる場合に協力を含む。）を促進すること。

2 締約国会議は、今後実施される研究を基礎として、生物の多様性の損害に対する責任及び教養（原状回復及び補償を含む。）についての問題を検討する。ただし、当該責任が純粹に国内問題である場合を除く。

第十五条 遺伝資源の取得の機会

1 各国は、自国の天然資源に対して主権的権利を有するものと認められ、遺伝資源の取得の機会につき定める権限は、当該遺伝資源が存する国に属し、その国の国内法令に従う。

2 締約国は、他の締約国が遺伝資源を環境上適正に利用するため取得することを容易にするような条件を整えるよう努力し、また、この条約の目的に反するような制限を課さないよう努力する。

3 この条約の適用上、締約国が提供する遺伝資源でこの条、次条及び第十九条に規定するものは、当該遺伝資源の原産国である締約国又はこの条約の規定に従って当該遺伝資源を獲得した締約国が提供するものに限る。

4 取得の機会を提供する場合には、相互に合意する条件で、かつ、この条の規定に従ってこれを提供する。

5 遺伝資源の取得の機会が与えられるためには、当該遺伝資源の提供国である締約国が別段の決定を行ふ場合を除くほか、事前の情報を基づく当該締約国の同意を必要とする。

6 締約国は、他の締約国が提供する遺伝資源を基礎とする科学的研究について、当該他の締約国に十分な参加を得て及び可能な場合には当該他の締約国において、これを準備し及び実施するよう努力する。

7 締約国は、遺伝資源の研究及び開発の成果並びに商業的利用その他の利益を含む。）について、当該遺伝資源の提供国である締約国と公正かつ公平に配分するため、次条及び第十九条の規定に従い、必要な場合には第二十条及び第二十一

条の規定に基づいて設ける資金供与の制度を通じ、適宜、立法上、行政上又は政策上の措置をとる。その配分は、相互に合意する条件で行う。

第十六条 技術の取得の機会及び移転

1 締約国は、技術にはバイオテクノロジーを含むこと並びに締約国間の技術の取得の機会の提供及び移転がこの条約の目的を達成するための不可欠の要素であることを認識し、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連のある技術又は環境に著しい損害を与えることなく遺伝資源を利用する技術について、他の締約国に対する取得の機会の提供及び移転をこの条の規定に従って行い又はより円滑なものにすることを約束する。

2 開発途上国に対する1の技術の取得の機会の提供及び移転については、公正で最も有利な条件（相互に合意する場合には、緩和されたかつ特惠的な条件を含む。）の下に、必要な場合には第二十条及び第二十一条の規定に基づいて設けられた資金供与の制度に従って、これらを行ひ又はより円滑なものにする。特許権その他の知的所有権によつて保護される技術の取得の機会の提供及び移転についても、当該知的所有権の十分かつ有効な保護を承認し及びそのような保護と両立する条件で行う。この2の規定は、3から5までの規定と両立するよう適用する。

3 締約国は、遺伝資源を利用する技術（特許権その他の知的所有権によつて保護される技術を含む。）について、当該遺伝資源を提供する締約国（特に開発途上国）が、相互に合意する条件で、その取得の機会を与えられ及び移転を受け



ける生物の多様性への依存並びに生物の多様性の分布及び所在から生ずる特別な事情も考慮に入れる。

7 開発途上国（特に、環境上最も害を受けやす

いもの、例えば、乾燥地帯、半乾燥地帯、沿岸地域及び山岳地域を有するもの）の特別な状況も考慮に入れる。

## 第二十一条 資金供与の制度

この条約の目的のため、贈与又は緩和されなかつた条件により開発途上締約国に資金を供与するための制度を設けるものとし、その制度の基本的な事項は、この条に定める。この条約の目的的ため、当該制度は、締約国会議の管理及び指揮の下に機能し、締約国会議に対して責任を負う。当該制度は、締約国会議がその第一回会議において決定する制度的組織によつて運営す

「一文の資金の利用（その機会の提供を含む。）についての政策、戦略、計画の優先度及び適格性の基準を決定する。提出については、締約国会議は、議事が定期的に決定する必要な資金の額に基づき、前条に規定する資金の予測可能性、妥当性及び即応性が必要であること並びに同条2に規定する一覧表に掲げる提出締約国との責任分担が重要であることを考慮に入れる。先進締約国その他の国及び資金源から任意の提出を行ふことができる。当該制度は、民主的で透明な管理の仕組みの下で運営する。」

締約国会議は、この条約の目的を達成するため、その第一回会合において、資金の利用（この機会の提供を含む。）についての政策、戦略、計画の優先度並びに適格性の基準及び

指針に関する決定（資金の利用を定期的に監視し及び評価することについてのものを含む。）を行う。締約国会議は、資金供与の制度の運営を委託された制度的組織との協議の後、1の規定を実施するための取決めを決定する。

3 締約国会議は、この条約の効力発生の日から少なくとも二年を経過した日及びその後は定期的に、この条の規定に基づいて設けられる制度の有効性（2の基準及び指針の有効性を含む。）について検討するものとし、その検討に基づき、必要に応じ、当該制度の有効性を高めるために適当な措置をとる。

4 締約国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用のための資金を供与するため、既存の資金供与の制度を強化することについて検討する。

第二十二条 他の国際条約との関係

1 この条約の規定は、現行の国際協定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。ただし、当該締約国の権利の行使及び義務の履行が生物の多様性に重大な損害又は脅威を与える場合は、この限りでない。

2 締約国は、海洋環境に関しては、海洋法に基づく国家の権利及び義務に適合するようこの条約を実施する。

第二十三条 締約国会議

1 この条約により締約国会議を設置する。締約国会議の第一回会合は、国際連合環境計画事務局長がこの条約の効力発生の後一年以内に招集する。その後は、締約国会議の通常会合は、第一回会合において決定する一定の間隔で開催さ

指針に関する決定（資金の利用を定期的に監視し及び評価することについてのものを含む）を行う。締約国会議は、資金供与の制度の運営を委託された制度的組織との協議の後、1の規定を実施するための取決めを決定する。

3 締約国会議は、この条約の効力発生の日から少なくとも二年を経過した日及びその後は定期的に、この条の規定に基づいて設けられる制度の有効性（2の基準及び指針の有効性を含む。）について検討するものとし、その検討に基づき、必要に応じ、当該制度の有効性を高めるために適当な措置をとる。

4 締約国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用のための資金を供与するため、既存の資金供与の制度を強化することについて検討す

2 締約国会議の特別会合は、締約国会議が必要と認めるとき又はいずれかの締約国から書面による要請のある場合において事務局がその要請を締約国に通報した後六箇月以内に締約国の少なくとも三分の一がその要請を支持するときこ

3 締約国会議は、締約国会議及び締約国会議が開催する。

算を規律する財政規則をコンセンサス方式により合意し及び採択する。締約国会議は、通常会合において、次の通常会合までの会計期間の予算を採択する。

4  
締約国会議は、この条約の実施状況を常時検討し、このため、次のことを行う。  
(a) 第二十六条の規定に従つて提出される情報の送付のための形式及び間隔を決定すること。

(b) 第二十五条の規定に従つて提供される生物の多様性に関する科学上及び技術上の助言を出される報告を検討すること。

(c) 必要に応じ、第二十八条の規定に基づいて  
議定書を検討し及び採択すること。

(d) 必要に応じ、第二十九条及び第三十条の規  
定に基づいてこの条文段落下その附属書の文  
件に付する。

(e) 議定書及びその附属書の改正を検討する、  
を検討し及び採択すること。

(f) と並びに改正が決定された場合には、当該議定書の締約国に対し当該改正を採択するよう勧告すること。

の条約の追加附属書を検討し及び採択する。

(g) 特に科学上及び技術上の助言を行うため、

この条約の実施に必要と認められる補助機關

(b) を設置すること。

を設定するため、事務局を通じ、当該執行機

(1) 関連組織をとること。  
この条約の実施から得られる経験に照らし、この条約の目的の達成のために必要な追加的行動を検討し及びとること。

国際連合、その専門機関及び国際原子力機関並びにこの条約の締約国でない国は、締約国会議の会合にオブザーバーとして出席することができる。生物の多様性の保全及び持続可能な發展

用に関連のある分野において認められた団体は機関（政府又は民間のもののいずれであるを問わない。）であって、締約国会議の会合にブザーバーとして出席することを希望する旨、通報局に通報したものは、当該会合に出席する

約国の三分の一以上が反対しない限り、オーバーバーとして出席することを認められる。オーバーバーの出席については、締約国会議が決する手続規則に従う。

**第二十四条 事務員**

この条約により事務局を設置する。事務局は、次の任務を遂行する。

(2) 前条に規定する締約国会議の会合を準備及びその会合のための役務を提供することと。  
(b) 議定書により課された任務を遂行する。

- (c) この条約に基づく任務の遂行に関する報告書を作成し及びその報告書を締約国会議に提出すること。
- (d) 他の関係国際機関との調整を行うこと。特に、その任務の効果的な遂行のために必要な事務的な及び契約上の取決めを行うこと。
- (e) その他締約国会議が決定する任務を遂行すること。
- 2 締約国会議は、その第一回通常会合において、この条約に基づく事務局の任務を遂行する意思を表明した能力を有する既存の国際機関の中から事務局を指定する。

**第二十五条 科学上及び技術上の助言に関する補助機関**

この条約により科学上及び技術上の助言に関する補助機関を設置する。補助機関は、締約国会議及び適当な場合には他の補助機関に対し、この条約の実施に関連する時宜を得た助言を提供する。補助機関は、すべての締約国による参加のために開放するものとし、学際的な性格を有する。補助機関は、関連する専門分野に関する知識を十分に有している政府の代表者により構成する。補助機関は、その活動のすべての側面に関して、締約国会議に対し定期的に報告を行う。

2 1 の補助機関は、締約国会議の管理の下に、その指針に従い及びその要請により、次のことを行う。

(a) 生物の多様性の状況に関する科学的及び技術的な評価を行うこと。

(b) この条約の規定に従ってとられる各種の措置の影響に関する科学的及び技術的な評価の

- (c) この条約に基づく任務の遂行に関する報告書を作成し及びその報告書を締約国会議に提出すること。
- (d) 他の関係国際機関との調整を行うこと。特に、その任務の効果的な遂行のために必要な事務的な及び契約上の取決めを行うこと。
- (e) その他締約国会議が決定する任務を遂行すること。

2 締約国会議は、その第一回通常会合において、この条約に基づく事務局の任務を遂行する意思を表明した能力を有する既存の国際機関の中から事務局を指定する。

**第二十六条 報告**

締約国は、締約国会議が決定する一定の間隔で、この条約を実施するためにとった措置及びこの条約の目的を達成する上で当該措置の効果に関する報告書を締約国会議に提出する。

**第二十七条 紛争の解決**

この条約の解釈又は適用に関する紛争が生じた場合は、紛争当事国は、交渉により紛争の解決に努める。

2 紛争当事国は、交渉により合意に達することを行ふ。

3 いづれの国又は地域的な経済統合のための機関も、1又は2の規定により解決することができなかつた紛争について、次の紛争解決手段の一方又は双方を義務的なものとして受け入れることをこの条約の批准、受諾若しくは承認若し

ための準備を行うこと。

(c) 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に

関連のある革新的な、効率的な及び最新の技術及びノウハウを特定すること並びにこれら

の技術の開発又は移転を促進する方法及び手段に関する助言を行うこと。

(d) 生物の多様性の保全及び持続可能な利用に

ついての科学的な計画並びに研究及び開発における国際協力に関する助言を行うこと。

(e) 締約国会議及びその補助機関からの科学、技術及び方法論に関する質問に回答するこ

と。

3 1 の補助機関の任務、権限、組織及び運営について、締約国会議が更に定めることができる。

4 この条約の規定は、別段の定めがある議定書を除くほか、すべての議定書について準用する。

5 この条約の規定は、別段の定めがある議定書を除くほか、すべての議定書について準用する。

6 第二十八条 議定書の採択

1 締約国は、この条約の議定書の作成及び採択について協力する。

2 議定書は、締約国会議の会合において採択する。

3 議定書案は、2の会合の少なくとも六箇月前に事務局が締約国に通報する。

4 第二十九条 この条約及び議定書の改正

1 締約国は、この条約の改正を提案することができる。議定書の締約国は、当該議定書の改正を提案することができる。

2 この条約の改正は、締約国会議の会合において採択する。議定書の改正は、当該議定書の改正を提案することができる。

3 いづれの国又は地域的な経済統合のための機

くはこれへの加入の際に又はその後いつでも、寄託者に対し書面により宣言することができます。

(b) 附属書II第一部に規定する手続による仲裁

(a) 国際司法裁判所への紛争の付託

4 紛争は、紛争当事国が3の規定に従つて同一の紛争解決手段を受け入れている場合を除くほか、当該紛争当事国が別段の合意をしない限り、附屬書II第二部の規定により調停に付す。

5 この条約の規定は、別段の定めがある議定書を除くほか、すべての議定書について準用する。

6 第三十条 附屬書の採択及び改正

1 この条約の附屬書又は議定書の附屬書は、そ

れぞれ、この条約又は当該議定書の不可分の一部を成すものとし、「この条約」又は「議定書」というときは、別段の明示の定めがない限り、附

属書を含めていうものとする。附屬書は、手

続的、科学的、技術的及び事務的な事項に限定される。

3 締約国は、この条約及び議定書の改正案につ

き、コンセンサス方式により合意に達するよう

あらゆる努力にもかかわらず合意に達しない場合

には、改正案は、最後の解決手段として、当該会

合に出席しかつ投票する締約国の三分の二以上

の多数による議決で採択するものとし、寄託者

は、これをすべての締約国に対し批准、受諾又

は承認のために送付する。

4 改正の批准、受諾又は承認は、寄託者に対し

て書面により通告する。3の規定に従つて採択された改正は、3の議定書に別段の定めがある場合を除くほか、この条約の締約国又は当該議

定書の締約国の少なくとも三分の二が批准書

受諾書又は承認書を寄託した後九十日目の日

に、当該改正を批准し、受諾し又は承認した締

約国間で効力を生ずる。その後は、改正は、

他の締約国が当該改正の批准書、受諾書又は承

認書を寄託した後九十日目の日に当該他の締約

国について効力を生ずる。

5 この条約の規定の適用上、「出席しかつ投票す

る締約国」とは、出席しかつ賛成票又は反対票を投する締約国をいう。

6 第三十一条 附屬書の採択及び改正

1 この条約の附屬書又は議定書の附屬書は、そ

れぞれ、この条約又は当該議定書の不可分の一

部を成すものとし、「この条約」又は「議定書」と

いうときは、別段の明示の定めがない限り、附

属書を含めていうものとする。附屬書は、手

續的、科学的、技術的及び事務的な事項に限定



であつて脱退の通告において指定されている日

ロで作成した。

に効力を生ずる。

3 この条約から脱退する締约国は、自國が締約国である議定書からも脱退したものとみなす。

第三十九条 資金供与に関する暫定的措置

置

復興開発銀行の地球環境基金は、第二十一条の要件に従つて十分に再編成されることを条件として、この条約の効力発生から締约国会議の第一回会合までの間又は締约国会議が同条の規定によりいずれの制度的な組織を指定するかを決定するまでの間暫定的に、同条に規定する制度的な組織となる。

第四十条 事務局に関する暫定的措置

第二十四条に規定する事務局の役務は、この条約の効力発生から締约国会議の第一回会合までの間暫定的に、国際連合環境計画事務局長が提供する。

第四十一条 寄託者

国際連合事務総長は、この条約及び議定書の寄託者の任務を行ふ。

第四十二条 正文

アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とするこの条約の原本は、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けたこの条約に署名した。

千九百九十二年六月五日にリオ・デ・ジャネイ

ある事項を明示するものとし、特に、その解釈又は適用が問題となつてゐるこの条約又は議定書の条文を含む。仲裁裁判所がこれを決定する。事務局は、受領した情報をこの条約又は当該議定書のすべての締約国に送付する。

第二条 附屬書I 特定及び監視

生態系及び生息地

高い多様性を有するもの、固有の若しくは脅威にさらされた種を多く有するもの又は原生地域を有するもの

移動性の種が必要とするもの

社会的、経済的、文化的又は科学的に重要なもの

代表的であるもの、特異なもの又は重要な進化上その他生物学上の過程に關係しているもの

種及び群集  
脅威にさらされているもの

銅育種又は栽培種と近縁の野生のもの

医学上、農業上その他經濟上の価値を有するもの

社会的、科学的又は文化的に重要なもの

指標種のように生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する研究のために重要なもの

社会的、科学的又は経済的に重要であり、か

つ、記載がされたゲノム及び遺伝子

の

指標種のように生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する研究のために重要なもの

社会的、科学的又は経済的に重要であり、か

つ、記載がされたゲノム及び遺伝子

の

指標種のように生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する研究のために重要なもの

社会的、科学的又は経済的に重要であり、か

つ、記載がされたゲノム及び遺伝子

の

指標種のように生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する研究のために重要なもの

社会的、科学的又は経済的に重要であり、か

つ、記載がされたゲノム及び遺伝子

月以内に仲裁人を任命しない場合には、他方の紛争当事国は、国際連合事務総長にその旨を通報し、同事務総長は、引き続く二箇月の期間内に仲裁人を指名する。

第四条 仲裁裁判所は、この条約、関連議定書及び国際法の規定に従い、その決定を行う。

第五条 紛争当事国が別段の合意をしない限り、仲裁裁判所は、その手続規則を定める。

第六条 仲裁裁判所は、いずれかの紛争当事国の要請に応じ、不可欠の暫定的保全措置を勧告することができる。

第七条 仲裁裁判所は、仲裁裁判所の運営に便宜を与えるものとし、すべての可能な手段を利用して、特に、次のことを行う。

(a) すべての関係のある文書、情報及び便益を仲裁裁判所に提供すること。

(b) 必要に応じ、仲裁裁判所が証人又は専門家を招致し及びこれららの者から証拠を入手することができるようすること。

第八条 紛争当事国及び仲裁人は、仲裁手続期間中に秘密のものとして入手した情報の秘密性を保護する義務を負う。

第九条 仲裁に付された紛争の特別の事情により仲裁裁判所が別段の決定を行う場合を除くほか、仲裁裁判所の費用は、紛争当事国が均等に負担する。仲

るものとし、紛争当事国に対し最終的な費用の明細書を提出する。

#### 第十一条

いすれの締約国も、紛争の対象である事項につき仲裁の決定により影響を受けるおそれのある法律上の利害関係を有する場合には、仲裁裁判所の同意を得て仲裁手続に参加することができる。

#### 第十二条

仲裁裁判所は、紛争の対象である事項から直接に生ずる反対請求について聽取し及び決定することができる。

#### 第十三条

仲裁裁判所の決定は、いすれもその仲裁人の過半数による議決で行う。

#### 第十四条

仲裁裁判所は、完全に設置された日から五箇月以内にその最終決定を行う。ただし、必要と認め場合には、五箇月を超えない期間その期限を延長することができる。

#### 第十五条

仲裁裁判所の最終決定は、紛争の対象である事項に限定されるものとし、その理由を述べる。最

終決定には、参加した仲裁人の氏名及び当該最終決定の日付を付する。仲裁人は、別個の意見又は反対意見を最終決定に付することができる。

#### 第十六条

仲裁判断は、紛争当事国を拘束する。紛争当事国が上訴の手続について事前に合意する場合を除くほか、上訴を許さない。

#### 第十七条

最終決定の解釈又は履行の方法に関し紛争当事国間で生ずる紛争については、いすれの紛争当事国も、当該最終決定を行った仲裁裁判所に対し、その決定を求めるため付託することができる。

#### 第二部 調停

##### 第一条

いすれかの紛争当事国の要請があったときは、調停委員会が設置される。同委員会は、紛争当事国が別段の合意をしない限り、五人の委員で構成する。各紛争当事国は、それぞれ二人の委員を任命し、これらの委員は、共同で委員長を選任する。

##### 第二条

二を超える当事国間の紛争については、同一の利害関係を有する紛争当事国が合意により共同で調停委員会の委員を任命する。二以上の紛争当事国が別個の利害関係を有し又は同一の利害関係を有するか有しないかについて意見の相違がある場合には、これらの紛争当事国は、別個に委員を任命する。

##### 第三条

調停委員会の設置の要請が行われた日の後二箇月以内に紛争当事国によるいすれかの任命が行われなかった場合において、当該要請を行った紛争当事

当事国の求めがあるときは、国際連合事務総長は、引き続く二箇月の期間内に当該任命を行う。

#### 第四条

調停委員会の最後の委員が任命された後二箇月以内に同委員会の委員長が選任されない場合において、いすれかの紛争当事国の求めがあるときは、国際連合事務総長は、引き続く二箇月の期間内に委員長を指名する。

#### 第五条

調停委員会は、委員の過半数による議決で決定を行う。同委員会は、紛争当事国が別段の合意をしない限り、その手続を定める。同委員会は、紛争の解決のための提案を行い、紛争当事国は、この提案を誠実に検討する。

#### 第六条

調停委員会が権限を有するか有しないかに関する意見の相違については、同委員会が裁定する。

##### 生物の多様性に関する条約の締結について承認を求めるの件に関する報告書

##### 一 本件の目的及び要旨

近年、野生生物の種の絶滅が過去にない速度で進行し、生物相の豊かさが失われてきており、その原因となっている生物の生息環境の悪化及び生態系の破壊に対する懸念が深刻なものとなってきた。このような懸念を背景に、生物の保護を目的とする既存の国際約束を補完し、生物の多様性の包括的な保全及び生物資源の持続可能な利用を行うための国際的な枠組みを設ける必要性が国際連合等において議論されるようになつた。

##### 二 締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合

1. 締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合に、次のことを行うこと。  
2. 締約国は、可能な限り、かつ、適当な場合に、生物の多様性の保全及び持続可能な利用のため、重要な生物の多様性の構成要素等を特定し、監視すること。  
3. 保育地域の設定等、生物の多様性の構成要素をその生息域内において保全するための措置をとること。また、その措置を補完するため、生息域外において生物の多様性の構成要素保全のための措置をとること。

3. 生物の多様性に対する著しい悪影響を回避し又は最小にするため、事業計画案に対する環境影響評価等を行うこと。  
4. 締約国は、遺伝資源の研究等の成果及び商業的利用等から生ずる利益を遺伝資源の提供

3. 締約国は、遺伝資源の研究等の成果及び商業的利用等から生ずる利益を遺伝資源の提供

官 報 (号外)

- 国と公正かつ衝平に配分するため、適宜、立法上、行政上又は政策上の措置をとること。
- 4 締約国は、開発途上国に対し、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する技術の移転等を公正で最も有利な条件で行い又は円滑なものにすること。また、知的所有権によつて保護される技術の移転等については、知的所有権の十分かつ有効な保護を認めること。
- 5 締約国は、生物の多様性の保全及び持続可能な利用の分野における国際的な技術上及び科学上の協力を促進すること。
- 6 先進締約国は、開発途上締約国が条約に基づく義務を履行するための措置の実施に要する増加費用を負担すること等を可能にするため、新規のかつ追加的な資金を供与すること。
- 7 この条約の目的のため、贈与又は緩和された条件により開発途上締約国に資金を供与するための制度を設けること。
- 8 この条約により締約国会議を設置し、締約国会議は、この条約の実施状況を常時検討すること。
- なお、本条約は、三十番目の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の日の後九十日日の日に効力を生ずることになっている。
- よつて政府は、本条約の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるのである。

- 二 本件の議決理由
- 本条約を締結することは、地球環境問題に関する国際協力を一層推進する見地から有意義である。

あると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成五年四月二十七日

衆議院議長 櫻内 義雄殿  
外務委員長 伊藤 公介

あると認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成五年四月二十七日

衆議院議長 櫻内 義雄殿  
外務委員長 伊藤 公介

官 報 (号 外)

平成五年四月二十八日 衆議院会議録第二十四号

明治二十五年三月三十日  
郵便物認可

発行所  
平一〇五  
虎ノ門二丁目  
東京都港区  
大蔵省印刷局番四号  
電話  
03-(3587)4302  
定価  
(税込)本号一部  
送別料六円  
(税込)六円  
別冊八円